

令和8年9月 北九州市議会定例会の概要

1 会 期

令和8年9月2日（水）～10月6日（火） [35日間]

2 議 案

議案第80号 令和7年度北九州市一般会計決算について（教育委員会所管分）

議案第90号 令和7年度北九州市土地取得特別会計決算について

議案第124号 令和8年度北九州市一般会計補正予算について（教育委員会所管分）

3 会派質疑・一般質問・質疑

日程：令和8年9月9日（水）～9月15日（火）

概要：P7～P58のとおり

4 決算特別委員会市長質疑

日程：令和8年9月28日（月）

概要：P59～P74のとおり

【目 次】

【会派質疑・一般質問（教育委員会所管分）】

◇9月9日（水）

会派名	議員名	内 容	所管課	ページ
日本共産党	永井 佑	○「市民の暮らしを守る市政」学校給食について		
		・学校給食無償化について、X会議にかけた上で早急に実現させるべきではないか。答弁を求める。	学校保健課	7-10
市民とともに北九州	小金丸 かずよし	○小中学校における熱中症対策の評価について		
		・ハード・ソフトの両面での取り組みと、学校管理下の熱中症による救急搬送件数が昨年度比でどう推移しているか伺う。 ・特別教室のエアコン整備の推進状況と暑さにより特別教室が利用できないときの対策について伺う。	学校保健課	11-13

◇9月10日（木）

会派名	議員名	内 容	所管課	ページ
自民党・無所属の会	鷹木 研一郎	○A I時代における「人間力」を育てる教育について		
		・A Iの回答を批判的に検証し、自ら判断する力を育てる教育を、どのように進めていくのか、見解を伺う。 ・A Iには代替できない学びを、今後どのように充実させていくのか、見解を伺う。 ・A Iを、教師が一人ひとりの成長を支える時間を充実させるために活用していくことについて、見解を伺う。	事業調整課	14-17
北九州会	伊崎 大義	○中学校部活動における楽器の管理について		
		・市立中学校吹奏楽部における楽器の購入予算はどのように設定され、楽器の状態把握はどのように行われているのか。現状を伺う。 ・高須中学校吹奏楽部が全国大会に出場する際の楽器運搬費用を市として追加支援を検討してはどうか。	生徒指導課	18-20
市民とともに北九州	山田 大輔	○部活動の地域展開について		
		・地域クラブで指導したい教員が、制度を正しく理解し、安心して参画できるよう、どのように支援していくのか伺う。 ・令和9年4月時点で、各区において、最低限どの程度の地域クラブ数や子どもたちの受入枠を確保するのか、一定の目標を設定し、公表してはどうか。見解を伺う。 ・令和9年9月の本格実施を見据え、部活動地域展開コーディネーターを増員するべきと考えるが、見解を伺う。	企画調整課	21-26

◇9月11日（金）

会派名	議員名	内 容	所管課	ページ
緑の風	柳井 誠	○児童生徒の定期健康診断について		
		・不登校等児童生徒の定期健康診断の内科・歯科の受診率、未受診者への受診勧奨と健康の把握がどうなっているか。また集団検診を受けられなかった際の代替受診や個別配慮を行っているか、現状を伺う。 ・学校外で個別受診を行う際の費用負担について状況を伺う。また、一般の医療機関での受診に対する費用助成制度の導入について、見解を伺う。 ・受診案内や別の時間帯・健診日のあり方、協力医療機関との調整など、統一された運用基準の必要性について伺う。	学校保健課	27-29
市民とともに北九州	小宮 けい子	○学校標準運営費の物価高対応と保護者負担の軽減について		
		・保護者負担軽減の取組が後退することのないよう、学校標準運営費の増額を検討すべきではないか ・社会科見学等で利用する貸切バスについても保護者に過度な負担を求めることのないよう、実情に応じた予算措置を講じるべきではないか。	学事課 学校教育課	30-32

◇9月14日（月）

会派名	議員名	内 容	所管課	ページ
公明党	富士川 厚子	○学びの多様化学校について		
		・遠方の生徒への配慮と教育支援室の活用 ・定員漏れした生徒へのフォロー体制と小学生への対応 ・登校を前提としない柔軟なステップについて見解を伺う。	企画調整課	33-36
市民とともに北九州	三宅 まゆみ	○ひびきのデータセンター建設に伴う子どもたちの教育環境への影響について		
		・ひびきの小学校に隣接する土地にデータセンターが建設されることについて、児童の教育環境という観点からどのように認識しているのか。 ・学校関係者等からの不安の声に対して、どのような対応を検討しているのか。	総務課	37-40
緑の風	井上 しんご	○オーガニック給食について		
		・地域や学校で、その土地の文化や産地に応じた、学校オリジナル献立とオーガニック給食を組み合わせたモデル実施について、見解を伺う。	学校保健課	41-42
		○部活動について		
		・部活動充実のため、備品・消耗品費を確保し、部活動指導者育成プログラムや、経験・希望を踏まえた教員配置をどう進めていくか、見解を伺う。	生徒指導課	43-45
日本共産党	荒川 徹	○本市の平和教育について		
		・教育大綱や教育プランに本市の平和教育の理念を明文化すること。合わせて、「平和教育基本指針」を策定することについての見解を伺う。	企画調整課	46-48

◇9月15日（火）

会派名	議員名	内 容	所管課	ページ
自民党・無所属の会	菊地 公平	○中学校部活動の地域展開の現状について		
		・市民会議は、令和9年9月以降の、市の推進計画について検討する機能を持っているのか。見解を伺う。 ・推進計画に記載された令和9年度の拠点校型の開始は、現在も方針として生きているのか。仮に取り下げたのであれば、どのような手続を経て変更したのか。見解を伺う。 ・平日を地域に展開するために整理すべき要件を、令和9年9月の休日完全移行を迎える前に整理し、市の考え方として示す考えはあるか。見解を伺う。	企画調整課	49-52
市民とともに北九州	森 結実子	○北九州スタンダードタイプ標準服の導入効果と今後のあり方について		
		・北九州スタンダードタイプ標準服や、各校のオリジナルタイプについての意見聴取や意識調査を実施するべきではないか。	生徒指導課	53-55
自民党・無所属の会	吉田 幸正	○未来学校新設に向けた候補校の選定方法について		
		・地域に選定の責任を委ねず、教育委員会が責任を持ってモデル校を選定すべきと考えるが、見解を伺う。	企画調整課	56-58

【決算特別委員会 市長質疑（教育委員会所管分）】

◇9月28日（水）

会派名	議員名	内 容	所管局・課	ページ
自民党・無所属の会	西田 一	○令和7年度決算における教育委員会の不用額について		
		・令和7年度決算における教育委員会の不用額について不用額の約43億円の一部でも現場に回すことができれば、子どもたちの教育環境は相当改善できると考えるが、この不用額について見解を伺う。	総務課	59-61
公明党	立山 幸子	○ひまわり教室の今後の在り方について		
		・令和7年度の実施による成果や課題を踏まえ、今後、ひまわり教室をどのように充実させていくのか見解を伺う。	事業調整課	62-64
公明党	岡本 義之	○学校給食費無償化に係るプロジェクト会議について		
		・プロジェクトチームでは、市独自財源の確保まで踏み込まれなかったと感じるが、市長の見解を伺う。 ・福岡市長や福岡県知事と無償化の意見交換をしたのか。また、議会からの様々な意見をどう反映させようとしたのか、見解を伺う。 ・全局長級のプロジェクトチームを立ち上げ、市独自財源確保の取組を実施すべきと考えるが、市長の見解を伺う。	学校保健課	65-68
市民とともに北九州	山田 大輔	○活動地域展開における地域学校協働活動事業との連携について（要望）		
		・民間の指導者の場合、学校の先生方とのつながりがなく、練習試合の調整や他クラブとの連絡などに支障が生じていると声がある。そこで、部活動地域展開コーディネーターが学校や地域クラブ、そして地域人材をつなぐ役割を担っていただきたいと思っている。	企画調整課	69

【決算特別委員会 市長質疑（他局所管分）】

◇9月28日（月）

会派名	議員名	内 容	所管局・課	ページ
市民とともに北九州	山田 大輔	○青少年施設リニューアルプロジェクトについて		
		・青少年施設リニューアルプロジェクトについて青少年育成団体やNP0等が行う活動も、市が継続を支えるべき教育機会と位置づけ、その利用機会、低廉な料金、必要な活動場所を保障すべきと考えるが、見解を伺う。	子ども家庭局 こども若者成 育課	70-71
北九州会	本田 一郎	○夜景観光・体験型修学旅行による滞在型観光の推進について		
		・夜景観光と若松区の農林水産業を活用した体験型修学旅行により、滞在時間の延伸と宿泊・観光消費の拡大をどう図るのか、伺う。	都市ブランド 創造局インバ ウンド課	72-74

令和8年9月 本会議 議事録

【年 月 日】令和8年9月9日 【答弁番号】4-2-3

【質問件名】「市民の暮らしを守る市政」学校給食について

【質 問 者】永井 佑 議員（日本共産党）

【作 成 課】教育委員会学校保健課

■ 永井 佑 議員

今議会では、中学校3年生の学校給食費について、来年1月から3月までの3カ月間に限り免除にする補正予算案が計上されています。その財源は全額国からの交付金であり、昨年の9月議会でも同様の議案が提案されました。

我が党は、給食を単なる食事の時間ではなく教育の一環として捉え、憲法第26条が保障する義務教育の無償の観点から、給食の質の向上とセットに、中学校を含めた全学年の学校給食費の無償化を求めています。

市長はこれまで「こどもまんなか」を掲げ、子育て支援を重要政策として位置付け、教育委員会も給食は食育と力説してきた経過があります。給食費無償化についても「市民の声がカギだった」と表明し「令和8年度中の実施をめざして検討する」と答弁してきました。

しかし、市民から給食無償化を求める陳情や請願が提出された際には、中学校や特別支援学校を含めた無償化についてもプロジェクトチームでシミュレーションなどを行い、「小中学校等を含めて全部できるのが一番望ましい」としながら、最終的には「財源がない」との結論で見送られています。

ここで大きな疑問が生じるのは、全庁的な重要課題や財源確保、制度設計を部局横断で検討する場であるX会議の議題に何故本件は提案・検討されてこなかったのかという点です。

学校給食無償化は、子育て支援、教育、財政運営に関わる、まさに全庁を挙げて取り組むべき典型的な部局横断課題です。多くの市民から繰り返し陳情や請願が寄せられ、早急な実現が求められている課題です。X会議にかけた上で早急に実現させるべきではないですか。答弁を求めます。

■ 太田 清治 教育長

大項目二つ目、市民の暮らしを守る姿勢の3点目、学校給食無償化についてX会議にかけた上で、早急に実現させるべきではないかというご質問にお答えをいたします。

北九州市では学校給食費の無償化について、令和7年4月以降、プロジェクト会議を設置し部局横断的に検討をおこなってまいりました。プロジェクト会議での検討も踏まえまして、北九州市においては令和8年度から小学校について、国の「学校給食費の負担軽減事業」を活用した上で、さらに交付金の基準額を超える部分を市が負担することにより、いわゆる給食無償化を実現いたしました。

一方、中学校などの無償化については給食の質を確保しつつ、持続可能な制度とすることが必要であり、国での制度設計の議論の進捗状況などを総合的に考えれば、現時点では、直ちに恒久的な完全無償化に踏み切ることは難しいと考えております。

他方、北九州市としては、様々な機会を通じて、国に対し「中学校等にかかる保護者負担軽減制度の早期創設」について要望しており、本年、6月には北九州市単独での提案を行い、7月に指定都市市長会及び指定都市教育委員会協議会を通じた要望活動を行って参りました。

今後も引き続き、他都市とも連携しながら国への要望を行って参りたいと考えております。

一方、国の事業が中学校を対象としていない中でも、北九州市においては物価高の中、保護者の負担を増やしたくないという思いから、中学校については、食材費高騰分を市が支援することで保護者負担を据え置いております。

さらに、今議会において、物価高対策として、進学等により出費が増加する中学校3年生の給食費を令和9年の1月から3月の3か月分を免除する補正予算を提案しております。

議員ご提案のX会議については、政策単位の経営分析や各局長・区長が自らの変革目標を設定する局区X方針等の中から、具体的な変革の取組みについて議論することを目的としており、給食無償化を検討する場としては馴染まないものと考えております。

今後の無償化のあり方検討については、経済社会情勢、国の動向を踏まえつつ、市全体の中で議論してまいりたいと考えております。

■ 永井 佑 議員

次に学校給食についてです。

答弁では学校給食の無償化について、X会議における変革テーマではないということでした。

私は最初の質問で、学校給食無償化は子育て支援、教育、財政運営が関わるまさに全庁を挙げて取り組むべき典型的な部局横断課題だと、多くの市民から繰り返し実現が求められている課題だと指摘をしました。

昨年、市長が無償化を表明した後、プロジェクトチームを作って、全庁横断で討議してきたわけですね。この無償化の問題、国が動いて小学校が無償化されたから解決したこと、これ以上取り組むことはないという立場で、変革のテーマではないという認識なんではないでしょうか。市長の目指す無償化、小学校のみで達成された、終わったということでしょうか。教えてください。

■ 太田 清治 教育長

X会議のことにつきましてですが、先ほど答弁でも申し上げましたように、その議題、討議をする、議論する中身を照らし合わせて、目的になじまないものであるというようなことで私ども判断をしております。

また、小学校がいわゆる軽減措置、抜本的な負担軽減措置が施行されたからといって、もうそれで終わりというようなことではございませんので、私どもとしては、この X 会議とは別に、実際には中学校の負担軽減制度につきましても、国にしっかりと要望していておりますので、継続してしっかりと求めていきたいというようなことでございます。以上です。

■ 永井 佑 議員

これまで繰り返し財源がないからできないということでしたが、政策とは本来、限られた財源の中で優先順位を決めることです。子育て支援を重要政策と位置付けるなら、なぜ学校給食費無償化については、市独自予算で優先順位を上げて踏み込まないのか。

市は、小学校給食無償化で国から来る補助金を超える額の分も物価高騰分も出しているとしていますが、それは全て国の交付金であり、市独自では 1 円も出さないでいます。中学校給食にいたっては 10 億円程度、市予算の 0.25% でできるところまで来ています。

他の自治体では、市独自予算も割いて、今ここで無償化にすべきことだと優先順位を上げて動いているわけです。

しかし、本市においてはこの点、ある意味市長らしさかもしれませんが、国の動向を見て、国の動きを待つ姿勢を貫こうとしています。

最初の質問で、全ての学校における給食無償化は、多くの市民から早急な実現が求められており、全庁挙げて取り組むべき典型的な部局横断課題だと指摘をしました。

本市自身も横断的な議論が必要だとして、プロジェクトチームを作ったことが何よりの証拠です。

先ほど国に求めていきますと答弁がありましたが、それならばこの問題こそ、引き続きプロジェクトチームでの会議をしたり、X 会議のテーマにしたり、どんな形であっても力を入れて取り組むべきことじゃないでしょうか。

■ 太田 清治 教育長

当然、市として全体でこれは考えていっているものでございますので、引き続きそういったことも議論をしていきながらですね、考えていきたいと思っております。以上です。

■ 永井 佑 議員

あんまりやる気が感じられませんでした。国の方針待ちで主体的に動かない。それは住民、保護者の願いに背くものだと言わざるを得ません。

しかも、今回の変革のテーマについて、6 月の総務財政委員会で尋ねたところテーマについては、市政変革室と各局で調整しながら判断していきたいが、今のところ教育委員会からそういった要望等はない、とのことでした。

昨年も追求しましたが、今年についても全ての学校を対象にした給食無償化の予算要求を行わず、変革のテーマにしてほしいという要望もしない、これは教育委員会なぜでしょうか。

多くの市民の求めに応じて、何度も繰り返し提出をされている市民からの請願署名や陳情に応じて、予算要望やテーマにするよう求めて当然ではないですか。

■ 太田 清治 教育長

結果だけで判断をしていただくと、非常に難しいんじゃないかなという感じを受けております。その前に、やはり財政変革局等は財政の面でどういうふうにしたらいいのかということも、私ども教育委員会としてかなり議論を進めております。

その上で、本年度の予算については当初予算で決めさして、ご承認いただいたような形を提案させていただいたということでございます。以上です。

■ 永井 佑 議員

私は、ある市民からの自分の家は貧しく給食費を払えていなかった。あのときのような気持ちを今の子供たちに抱いて欲しくない。ぜひ実現してほしいという訴えが忘れられません。

学校給食はまさに食育であり、憲法第 26 条の義務教育の無償の観点から子供や保護者の願いに寄り添い、国待ちではなく、一刻も早く無償化を実現すべきです。

令和8年9月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和8年9月9日 【答弁番号】 5-2-1, 2

【質問件名】 小中学校における熱中症対策の評価について

【質 問 者】 小金丸 かずよし 議員（北九州会）

【作 成 課】 教育委員会学校保健課

■ 小金丸 かずよし 議員

次に、小中学校における熱中症対策の評価について、伺います。

さて、この課題については、ちょうど1年前の9月議会においても取り上げました。その際、教育長からは、WBGT（暑さ指数）に基づく屋外活動の原則中止や、日頃からこまめな水分補給を呼びかけ、比較的気温が低い午前中に活動を行うことなどの取り組みについて、答弁をいただいたところです。

今年も昨年同様、梅雨明けが早く、夏休み前から35℃を超える猛暑日が続くなど、子どもたちの体調や学習環境、更には部活動など、教育現場には例年以上に深刻な影響が生じていると認識しています。

このような過酷な環境の中、子どもたちの命を守ることを最優先に、日々対策を講じていただいている教育現場の方々には敬意を表します。

そこで、2点お尋ねします。

1点目に、小中学校における熱中症対策について、子どもたちが安全・安心な学校生活を送ることができるように、ハード・ソフト両面でどのような取り組みを行っているのか、また、学校の管理下において、熱中症による救急搬送が昨年度と比べてどう推移したのか、お伺いします。

2点目に、特別教室へのエアコン設置について、お尋ねします。

実際は「一昨年」と言ってます。

本市では、特別教室へのエアコン設置について、すべての中学校の音楽室への設置が完了したことに続き、小学校の理科室及び中学校の美術室におけるエアコン設置100%を目指して、令和7年度から9年度までの3か年計画で整備を推進しているところです。

しかしながら、今年の1学期においても、家庭科室での調理実習などの際、WBGT指数の基準を越えたことで、エアコンが設置されていない家庭科室が利用できなかったなどの事例もお聞きしております。

そこで、特別教室へのエアコン整備の進捗状況と、暑さにより特別教室が利用できないとき、どのような対策を行っているのか、見解を伺います。

■ 太田 清治 教育長

私からは、大項目2つ目の小・中学校における熱中症対策の評価について、ハード・ソフトの両面での取組みと、学校管理下の熱中症による救急搬送件数が、昨年度比でどう推移しているか、特別教室のエアコン整備の推進状況と、暑さに

より、特別教室が利用できない時の対策についてご質問いただいておりますので、まとめてお答えをいたします。

児童生徒の熱中症を防ぎ、安全・安心な学校生活を確保することは、教育委員会として大変重要であると認識しております。

まず、熱中症対策についてでございますが、ハード面の対策としては、すべての普通教室にエアコンを設置しております。特別教室については、教室の利用状況を踏まえ、優先順位を定めながら計画的に整備を進めております。加えまして、体育館については、令和12年度までに全校への設置を完了させることを目指しております。

一方、ソフト面の対策としては、児童生徒の命の安全を最優先にしながら、活動機会の確保を図るため、令和8年4月に「北九州市学校における熱中症対策ガイドライン」を改訂いたしました。

具体的には、暑さ指数の予測値が基準値を超えた場合に、全校一斉に屋外活動等を中止とする画一的な判断基準を、各学校が児童生徒の活動前に活動する場所において、暑さ指数を実際に計測した上で、活動ができるかどうか判断するように変更いたしました。

これにより、各学校は、より実際の暑さの状況を踏まえた活動を実施することができるようになります。

加えて、5月には、改訂した熱中症対策ガイドラインや、国の通知を踏まえた具体的な対策、教職員の研修など、各学校で実施すべき内容を「暑さ対策パッケージ」として取りまとめ、全校に周知をいたしました。この中で、活動場所における暑さ指数の測定と記録、水分や塩分の補給、冷却グッズなどの活用、活動中や活動後の児童生徒の体調への配慮など、学校生活の様々な場面に応じた対策の徹底を図っています。

次に、お尋ねの学校管理下における小中学生の熱中症による救急搬送人数については、5月から8月までの同時期で比較して、令和7年度は14人、令和8年度は13人であり、近年はほぼ同程度で推移をしております。

続きまして、小中学校の特別教室へのエアコン整備の推進状況については、これまでに、小中学校の図書室、中学校の音楽室及び美術室への整備が完了しており、令和7年度末の設置率は44.4%となっております。

小中学校の理科室については、今年度中に整備を完了する予定であり、今後も各特別教室の利用頻度や教育活動への影響を踏まえながら、必要性や優先度を整理し、整備対象を検討していきたいと考えております。

ご指摘のように、エアコンが整備されていない特別教室については、暑さ指数の基準を超えて使用できないことがあります。その場合は、活動場所や実施日を変更するなど、児童生徒の安全を守りながら学習機会を確保するようにしております。

具体的には、理科や図画工作科では、特別教室に置いている実験道具や教材教具を普通教室に移動して実施する、家庭科の調理実習では、食材の賞味期限等を

考慮した上で翌日以降に実施するなど、各学校が工夫しながら柔軟な対応を行っています。

今後も、気象状況の変化に応じて様々な対策を講じながら、全ての子どもたちが安心して学び、心身ともに健やかに成長できる教育環境の充実に努めてまいりたいと考えております。私からは以上です。

令和8年9月 本会議 議事録

【年 月 日】令和8年9月10日 【答弁番号】6-2-1, 2, 3

【質問件名】2 AI時代における「人間力」を育てる教育について

- (1) AIの回答を批判的に検証し、自ら判断する力を育てる教育をどのように進めていくのか。
- (2) AIでは代替できない学びを、今後どのように充実させていくのか。
- (3) AIを教師の代替ではなく、教師が一人ひとりの成長を支える時間を充実させるための支援として活用していくことについて見解を伺う。

【質 問 者】鷹木 研一郎 議員（自民党・無所属の会）

【作 成 課】教育委員会事業調整課

■ 鷹木 研一郎 議員

AI時代における人間力を育てる教育について質問させていただきます。

初めに、今回この問題を考えるきっかけとなった記事を紹介したいと思います。8月18日付、毎日新聞連載、AI新世紀では、人類学者の山極寿一氏が、AIが急速に進化する今こそ、人間とは何かを改めて見直す必要があると問題提起されていました。

ご承知の通りAIは、文書作成、翻訳、情報整理など、私たちの暮らしや仕事を大きく変えつつあります。本市でも今年7月から市立小中特別支援学校でAI型学習アプリの運用が始まり、一人一人の理解度に応じた学習支援が進められています。これからの社会を生きる子どもにとって、AIを適切に使いこなす力を身につけることは不可欠です。

一方で、わからないことをすぐAIに聞く、AIが示した答えをそのまま信じる、自分で考える前に文章を作らせる、そういったことが当たり前になれば、みずから考え、悩み失敗し、試行錯誤する時間が失われてしまうのではないかととも危惧しています。

AIを単に答えを得るための道具としてだけでなく、思考を深めるための道具として活用すること、そして、AIが代替できない読書、対話、体験を通じて、人の気持ちを想像し、他者と協働し、自ら判断する力を育てることが、これまでに以上に重要になると考えます。

そこで3点伺います。

1点目に、AIを答えを聞くための道具ではなく、問いを深め、自らの考えを磨くための道具として位置付け、AIの回答を批判的に検証し、自ら判断する力を育てる教育をどのように進めていくのか、見解を伺います。

2点目に、AI活用を進める一方で、読書、対話、自然体験、地域活動、文化芸術、スポーツなどを通じ、自ら取り立てる力、表現する力、共感する力、他者

と協働する力といった、A Iには代替できない学びを、今後どのように充実させていくのでしょうか、見解をお聞かせください。

3 点目に、これは同じ連載記事の中で、チームみらい党首の安野貴博氏も指摘をしていましたが、A Iが定期的な学習支援や事務を担うことで、教師には、子どもの変化を受けとめ、挑戦や失敗に寄り添い、教師が一人一人の意欲と可能性を引き出すという役割がより求められるのではないかと考えています。A Iを教師の代替としてではなく、教師が子どもと向き合い、対話し、一人ひとりの成長を支える時間を充実させるための支援として活用していくことについて、教育委員会の見解を伺います。

■ 太田 清治 教育長

私からは、大項目の2 項目、A I時代における人間力を育てる教育について。

A Iの回答を批判的に検証し自ら判断する力を育てる、A Iには代替できない学びの充実、教師が一人一人の成長を支える時間を充実させるためのA Iの活用という3 点のご質問をいただいておりますので、まとめてご紹介します。

A Iは、産業や行政国民生活など、社会のあらゆる分野に大きな変革をもたらしており、A Iにより、社会のあり方そのものが大きく変わろうとして、

そのような中、教育委員会としては、子どもたちがA Iを、単なる答えを聞くための道具として寄贈するのではなく、自分の考えや問いを深め、主体的に使いこなす姿勢を育てることが大切であると考えております。

加えまして、どれほどA I技術が進展しても、現実の世界での体験や、多様な他者との関わりの中で、心を動かすこと、時には失敗し、試行錯誤しながら成長することなど、人と人との関わりは実体験を通じてえられる学びは、決して欠くことができないものでございます。

A I時代における人間力を育てる教育とは、まさにこのようなものであると考え、以上の考えに基づき、令和 8 年度は、A I プラス読書を教育委員会の重点政策に位置付けました。

一人一人の強みや弱みに応じたオーダーメイドの学びを実現するA I型学習アプリの導入に加え、A Iを使いこなすためにも必要となる、情報を読み取り、自分で考え、表現する力や、登場人物の気持ちや立場を想像し、他者への理解を深める力を育む読書を推進することといたしました。

具体的には、「未来を開く、わくわく学校図書館プロジェクト」として、廊下や空きスペースに読書コーナーやミニ図書館を設ける「学校丸ごと図書館」、モデル校 5 校において、子どもたちが行きたくなる読書空間を整備する「学校図書館の魅力向上プロジェクト」に取り組み、日常的に本に触れる環境づくりを進めています。

また、人との関わりや実体験を通じた学びを推進するため、令和 7 年度から体験学び充実大作戦を実施しており、この取り組みでは、スペースL A B Oや、到津の森公園など、市内 60 を超える施設の中から、各学校が子どもたちの意見

も聞きながら、見学先を選定し、友達と意見を交わし、協力して学ぶ機会や、実際に見て、触れて、感じる体験活動の充実を図っております。

加えて、生成A Iには、最もらしい、誤った情報を生成する、いわゆるあるハルシネーションのリスクもございます。

このため、複数の情報と照らし合わせて、事実を確認し、自ら問いを立て、考え、判断するといった情報活用能力の育成にも引き続き取り組んでいかなければなりません。

次に、教師が子どもと向き合うためのA I活用についてです。

北九州市では、生成A Iを活用した教材等の作成や、A I型学習アプリの活用による採点・問題作成等により、教師の負担軽減を進めております。

これにより生み出した時間を、子どもたちの表情や行動の変化を捉え、悩みに寄り添ったり、意欲や可能性を引き出すこと。

子どもたち同士で新たな気づきや学びが生まれるよう、対話を活性化することなど、教師だからこそできる仕事に振り向け、より充実させていきたいと考えております。

さらに、生成A Iを活用した新たな授業づくりの取り組みとして、今年度から、八幡東区の中央中学校と八幡小学校が、文部科学省の、「生成A Iパイロット校」の指定を受けています。

このうち、中央中学校では、7月9日に公開授業を実施し、市内外から多くの教職員が参加いたしました。

中学3年生の社会科の授業では、生徒自身が友達や生成A Iとの対話を通じて、自ら問いを立て、考えを深める授業が行われました。

教師は生徒の端末上の記述や、学習の様子を丁寧に見取り、手が止まっている生徒には、問いの切り口となるヒントを与え、考えがまとまった生徒には、本当にそうだろうかなどと、一人一人の思考の状況に応じて働きかけを行いました。

また、授業の最後には、友達や生成A Iとの会話が、授業において、どのように変化していたかということ振り返ることにより、自らの考えがどのように深まったのかを、実感できるよう支援いたしました。

この授業では、生徒が教師から答えを教えてもらうのを待つのではなく、自ら学びを進め、何度も問いを立てながら、考えを深めていく姿が見られ、A I時代におけるこれからの教育のあり方の第一歩が得られたところでございます。

今後とも、A Iを積極的に活用しつつも、答えをA Iに委ねるのではなく、自ら問いを立て、考え、他者と対話し、判断して聞く力を育むことができるA I時代における教育先進モデルを目指して、しっかりと取り組みを進めて参りたいと考えております。

■ 鷹木 研一郎 議員

ご答弁ありがとうございました。

時間が5分残っておるんですけれども、再質問難しいと思いますので、要望のみをさせていただきたいと思います。

（他局への要望…略）

最後に、IT、AI時代における質問であります。

これ文科省の諮問機関でもあります、中央教育審議会でも指摘があったようですけれども、例えば、人間の機能の一部を置き換えるという点では、電卓とか、ちょっと言葉悪いですけれども、ワープロとか、そういったものと私は変わらないと思っております。

しかし、AIは今、それらを完全に超越して、すさまじい勢いで技術が進捗し、AIが人間の能力を超えるのか、そんな議論が盛んに行われる時代になってきました。技術的な分野では、もう既に人間の力を超えたものもあると思っております。

しかし私には、これにはもう1つ大切な問いがあると思っております。AIがどれだけ進化しても私たちは人間らしさを失ってはいけません。その人間らしさを育てるのが、私はまさしく教育であると思っております。

AI時代だからこそ、自分で考える、そして自分で感じる、自分で判断する、人と繋がる、そして未来を創造する、そんな子どもたちを育てる北九州市であって欲しいと心から思っております。

AIの力と人間の想像力、この2つを最高の力で組み合わせることこそが、これからの教育に求められていることと考えています。

北九州市の教育と行政がその先頭に立つことを期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

令和8年9月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和8年9月10日 【答弁番号】 11-5-1, 2

【質疑件名】 中学校部活動における楽器の管理について

【質 疑 者】 伊崎 大義 議員（北九州会）

【作 成 課】 教育委員会 生徒指導課

■伊崎 大義 議員

最後に、中学校部活動における楽器の管理についてについて伺います。

先ほど述べました通り、私は学生時代吹奏楽部員でしたが、吹奏楽で用いる楽器はどれも非常に高価です。例えば私の担当楽器だったバスクラリネットという楽器ですが、これはどんなに安くても20万円台、良いものとなれば100万円前後のお値段がいたします。

そうした背景から、吹奏楽部において自分の楽器を所有している生徒は少なく、多くの生徒は学校の所有する楽器を借りて部活動に励んでいるのが現状です。しかしながら、こうした学校所有の楽器の中には購入してから時間が経っており、劣化や故障で演奏に支障をきたすものも数多くあるのではないのでしょうか。

お隣の行橋市では、行橋中学校の吹奏楽部の楽器について、すべて四半世紀以上使われており、「使えない楽器が2割、残り8割のうちきれいな音が出るのは3割くらいで、ほかは音が出るか出ないかくらいの状態」とのことで、自治体がふるさと納税を活用して資金を募る「ガバメントクラウドファンディング」を呼びかけ資金提供を募り始めました。

それを踏まえ、私もいくつか本市の市立中学校にヒアリングを行ったところ、本市においても行橋市と同じような状況の学校が複数あり、古い楽器を用いているために生徒の技術上達に影響が出ている部分もあると伺っております。

中学校吹奏楽部の皆さんは、地域のイベントに出演して演奏で盛り上げてくださるなど、地域の賑わいづくりに貢献されています。また、今後部活動の地域展開が進む中で、楽器の管理や状況の把握はこれまで以上に厳密に行う必要があるのではないのでしょうか。

そこで伺います。

1点目に、本市の市立中学校吹奏楽部における楽器の購入予算はどのように設定され、楽器の状態把握はどのように行われているのでしょうか。現状を教えてください。

2点目に、先日開催された九州吹奏楽コンクールの中学生の部において、北九州市立高須中学校が見事全国大会進出を決めました。市民として大変誇らしい功績である一方、今年10月末に行われる全日本吹奏楽コンクールの会場は、静岡県の浜松市と大変遠方です。交通費と宿泊費については市からの補助が存在しますが、楽器運搬への補助金というのは存在しません。チューバや打楽器など

の大型楽器を含む運搬には数十万円という大きなコストがかかり、学校や保護者会で負担するには大きな金額です。全国大会出場を掴まれた生徒の皆さんに思い切ってお活躍いただくためにも、市として追加支援を検討してはいかがでしょうか。以上、前向きなご答弁のほど、何卒よろしくお願いいたします。

■太田 清治 教育長

学校部活動は、生徒同士や教員との良好な人間関係の構築を促進し、学習意欲や自己肯定感、責任感、連帯感を育むなど、多様な学びの場としての教育的意義を有しております。また、生徒の人格形成や健全育成にも大きな役割を果たしていることを認識しております。

北九州市の市立中学校では、現在、約540ある学校部活動を通じ、生徒たちが様々なスポーツや文化芸術活動に親しみ、また上達に向け努力しながら、仲間との交流を深めるなど、充実した活動を行っております。

このうち、吹奏楽については、市内24の中学校で学校部活動が行われております。また、休日の活動を地域クラブが担う「部活動の地域展開」の動きを受け、現在、9つの吹奏楽の地域クラブが立ち上がっており、学校の施設や楽器を利用して活動を行っているところです。

北九州市では、各教科等の教育活動に要する経費について「学級標準運営費」（正しくは、「学校標準運営費」）を定め、学級の数などに応じて、各学校に予算を措置しております。この学級標準運営費（正しくは、「学校標準運営費」）で購入した備品や消耗品については、教科での使用に加え、部活動においても活用されております。

今年の夏、教育委員会が吹奏楽部を設置している全ての中学校にヒアリングを実施したところ、学校で購入した備品に加え、学校間での貸し借り等により活動に必要な楽器を確保しており、現時点で活動に支障が生じている状況は確認されませんでした。しかし、その一方で、楽器のメンテナンスについては、懸念する声もございました。

このような状況から、今後も学校部活動と地域クラブ活動が連携しつつ、持続性をもって生徒の活動機会を提供していくためには、保護者の負担も考慮しながら、必要な道具を適切に確保していくことが大切と考えております。

このため、引き続き、学校予算の確保に努めるとともに、子どもたちへの活動機会の提供に温かい気持ちを持った方々の協力を得る仕組みも検討してまいりたいと考えております。

他の自治体では、例えば、リユース事業者と連携した「楽器リユース事業」や、楽器の寄付で税の控除が受けられる「楽器寄附ふるさと納税」などを実施しており、このような事例も研究しながら、「学校頼みの活動からまちぐるみで支える活動へ」と、取組を進化させてまいりたいと考えております。

次に、お尋ねの高須中学校の吹奏楽については、北九州市としては23年ぶりとなる全国大会出場を勝ち取りました。大変喜ばしいことであり、檜舞台での活躍を大いに期待しております。

北九州市ではこれまで、全国大会へ出場する学校部活動や地域クラブに対し、生徒の交通費及び宿泊費の補助を実施してまいりました。

しかしながら、吹奏楽部の大会出場にあたっては、ティンパニ、マリンバ、バスドラム、チューバなどの、大型の楽器を運搬する必要があること、重量のある大型楽器を安全に積み降ろすには、4トントラックなどの大きな車が適していること、リハーサル、本番などの時間に合わせた搬入・搬出が必要であることなど、専門の業者による運搬を行う必要があるため、相当の費用が発生する場合がございます。

こうしたことから、高須中学校の全国大会出場については、吹奏楽特有の事情を勘案しつつ、教育委員会としてどのようなサポートができるか、検討を進めているところでございます。

今後も、学校部活動と地域クラブ活動が一体となって、様々なチャレンジの機会を提供し、「学校頼みの活動からまちぐるみで支える活動へ」という考えのもと、生徒の自己実現につながるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

■伊崎 大義 議員

楽器についてです。楽器寄付、ふるさと納税のお話ございました。これ、すごくいい制度だと思っています。かつて吹奏楽部だった人が家に眠っている楽器、たくさんあると思いますので、ぜひこういった制度を積極的に活用して、北九州の学生さんたちが青春を謳歌して、この街でいい思い出ができれば、またこの街に帰ってきたい、残りたいということにもつながっていくでしょうから、最後そこを要望しまして、私からの質疑を終わらせていただきます。

令和8年9月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和8年9月10日 【答弁番号】 12-1-1、2、3

【質問件名】 部活動の地域展開について

【質 問 者】 山田 大輔 議員（市民とともに北九州）

【作 成 課】 教育委員会企画調整課

■ 山田 大輔 議員

部活動の地域展開について伺います。

本市では、令和7年5月に「北九州市部活動地域展開推進計画」を策定し、「学校頼みの活動から、まち全体で支える活動へ」という考え方のもと、令和9年9月の本格実施に向けた準備を進めています。

「地域クラブ活動の円滑な推進に関する市民会議」の資料においても、地域クラブの拡充、生徒のチャレンジ促進、指導者の確保、広報・理解の促進を進化させ、本格実施に向けた準備を着実に進めることが示されています。

私は、部活動の地域展開そのものは、少子化が進む中で、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の機会を将来にわたって守るために必要な取組だと考えています。

その上で大切なのは、制度をつくるだけでなく、子どもたちが実際に参加できる受け皿を整え、指導したい人が安心して関われる仕組みづくり、学校と地域クラブをつなぐ体制を強化することであると考えます。そこで3点伺います。

1点目に、情熱を持って今後も地域クラブの指導にあたっていただける教員への支援についてです。

教員の働き方改革を進めることは当然必要です。一方で、これまで部活動に熱心に関わり、今後も子どもたちのスポーツ・文化芸術活動を支えたいと考える先生方もおられます。そうした先生方が、無理なく、適正なルールのもとで地域クラブ活動に関われる仕組みも重要です。

市の資料では、指導者確保の取組として、指導者人材バンク、地域・団体・大学・企業と連携した指導者人材の拡大、そして兼職兼業制度による希望する教員の参画などが挙げられています。また、指導を希望する教職員が活用する兼職兼業制度の再周知も実施済みとされています。

本市は、地域クラブで指導したい教員が、制度を正しく理解し、安心して参画できるよう、どのように支援していくのか伺います。

2点目に、地域クラブの最低限の数、受け皿の設定についてです。

令和9年9月の本格実施に向けて、受け皿が足りないという状況は避けなければなりません。そのために私は、遅くとも令和9年4月時点で、子どもたちの選択肢が一定程度担保されている状態をつくる必要性があると考えます。

市の資料では、地域クラブの拡充に向けた取組として、地域クラブの立上げ、運営に係る「手引き」の充実、コーディネーターによる立ち上げ支援の充実、個々

の分野・種目の特性に応じた活動促進の検討、利用できる施設の拡大などが示されています。

そこで、本市として、令和9年4月時点で、各区において、最低限どの程度の地域クラブ数や子どもたちの受入枠を確保するのか、一定の目標を設定して、公表してはどうかと考えますが、見解を伺います。

3点目に、部活動地域展開コーディネーターの増員についてです。

地域クラブの立ち上げについては、申請手続だけでなく、学校施設の利用調整、指導者確保、保護者説明、会費や保険、事故対応、学校との情報共有など、多くの実務が伴います。

市の資料でも、教育委員会が地域クラブの立ち上げを支援し、学校との調整等に当たるコーディネーターを配置していることが示されています。

現在、本市では部活動地域展開コーディネーターが2名配置されていると伺っておりますが、市内の全中学校、地域クラブ、保護者、競技団体、文化団体との調整を円滑・迅速に進めるには、さらなる体制強化が必要ではないでしょうか。

令和9年9月の本格実施を見据え、地域クラブの立ち上げから運営定着まで伴走する体制を強化するために、部活動地域展開コーディネーターを増員すべきと考えますが、見解を伺います。

■ 太田 清治 教育長

部活動の地域展開は、これまで学校単位で行われてきた部活動を、多様な人材・団体によって運営される地域クラブ活動へと段階的に展開していくことにより、「学校頼みの活動から、まちぐるみで支える活動へ」と変革を進めるものでございます。

これにより、教員は子どもと向き合う時間が確保され、学力向上に向けた教材研究や授業改善、いじめや不登校などの生徒指導に、これまで以上に力を注ぐことができるようになります。

その上で、意欲のある教員が、自らの職責を果たしつつ、地域クラブ活動にも関わるができるチャンスがあることは、子どもたちの活動機会の充実とともに、教員自身のやりがいにもつながると認識しております。

このため、教育委員会では、地域クラブで指導を行うために必要となる指導者研修会について、教員も受講できるようにするとともに、教員が地域クラブから報酬を得て指導に従事するケースも踏まえて、兼職兼業の手続きを整備いたしました。

これらの仕組みや地域クラブ活動の趣旨については、各中学校で校内研修を実施するなど、様々な機会を設けて周知をしており、これまでに、217人の教員が指導者研修会を受講し、25人が兼職兼業の許可を受けております。

また、教育委員会では、地域クラブの立上げがより一層円滑に進むようにするため、本年秋に「指導者人材バンク」を立ち上げる予定でございます。

指導者人材バンクは、子どもたちへの指導を希望する人の登録を受け付け、これから地域クラブを立ち上げようとする団体や既に地域クラブを運営している

団体の要望を受け、人材バンクの中から、教育委員会が適切な人材を紹介する仕組みでございます。

中学校の教員だけでなく、小学校や特別支援学校の教員の中にも地域クラブで指導したい者がいると聞いております。今後、各小・中・特別支援学校の教員に対し、指導者人材バンクの仕組みを説明するとともに、部活動の教育的意義を引き継ぐなど、地域クラブ活動の趣旨、学校における職務と地域クラブ活動との両立の考え方、兼職兼業許可の手続きなどについても改めて周知を行う予定でございます。

これにより、意欲のある教員が、求められる職責を果たしつつ地域クラブ活動に安心して従事できる環境を整え、地域クラブ活動の一層の促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

北九州市では、昨年5月に部活動地域展開の推進計画を策定し、全ての休日が学校部活動の休養日となる令和9年9月の本格実施まで、中間地点となる時期を迎えております。

これまで、地域クラブの認定や指導者研修会などの制度を設け、保護者、教職員、関係団体等を対象に数多くの説明会を開催するなど、地域クラブの立上げが円滑に進むよう、取り組んでまいりました。

他方、地域によっては学校数や生徒数、現在の部活動の活動状況、指導者や活動場所などは様々であり、また、1つの地域クラブが複数の学校の生徒を受け入れる場合もあることから、単純に必要なクラブ数の数を設定することは困難でございます。

また、地域クラブは、保護者や地域の関係者、スポーツ・文化芸術団体など、子どもたちにぜひ活動の機会を提供したいという温かい気持ちを持った方々により、自発的に立ち上がるものであり、教育委員会はその気持ちが具体的な形となるよう支援する立場にあります。

これらを踏まえると、教育委員会があらかじめ各区のクラブ数や受入枠について一律に数値目標を設定し、その達成を目指すという進め方は、必ずしもなじまず、子どもたちの活動機会の確保に直結するものではないと考えております。

議員ご指摘の、本格実施に向けて子どもたちの活動機会を適切に確保することについては、教育委員会と各中学校が一体となって各区の状況を的確に把握し、その状況に応じた地域クラブ立上げの支援をしっかりと積み上げていくことにより、実現してまいりたいと考えております。

具体的には、教育委員会と各中学校がより一層連携を密にし、各区における生徒のニーズや地域クラブの活動状況を把握いたします。

その状況に応じて、保護者や地域の関係者、スポーツ・文化芸術団体などに対し、地域クラブ活動の趣旨や設立・運営方法、支援の仕組みなどをきめ細かく案内していくことで、地域クラブの円滑な立上げを支援していきます。

実際に、このような取組により、今年度、吹奏楽の地域クラブの設置が進むなど、成果が見られているところでございます。

正しくは
「校区」

また、支援の仕組みの一つである「部活動地域展開コーディネーター」については、学校と地域クラブの運営者との間の「つなぎ役」として、学校施設の利用調整など地域クラブ立上げの伴走支援を行っており、現在、教育委員会に2名を配置しております。

議員ご指摘のとおり、地域クラブ活動に関わる関係者間の調整が円滑・迅速に進むことは重要であり、今後、市内各所からの相談状況も踏まえながら、コーディネーター機能の強化を検討してまいりたいというふうに考えております。

加えて、先月には、市内プロスポーツ4団体と「部活動の地域展開応援団発足式」を実施し、子どもたちへの指導など、地域クラブ活動に対する協力関係を構築しており、また、本会議に上程をした補正予算では、各地域クラブの活動紹介や、地域クラブの設立・運営に関するFAQなどを一元的に掲載する特設ポータルサイトの設置、吹奏楽など校舎内での地域クラブ活動を可能とする学校施設のセキュリティ改修に必要な経費を計上しております。

さらに、地域クラブの立上げを検討する団体などからの要望に応じ、指導者人材の候補を紹介する「指導者人材バンク」の設置も予定するなど、意欲をもった方々が地域クラブを円滑に立上げ、かつ活動を継続できるよう、支援の仕組みをより一層整えているところでございます。

これらの取組により、地域展開が本格実施となり、また、部員の代替わりも始まる令和9年9月に向け、生徒の活動機会の確保に万全を期してまいりたいと考えております。

また、その際、令和9年度が始まった早い時点で、各学校での説明会等を通じ、地域クラブの活動状況を丁寧に案内するなど、生徒一人ひとりがこの1年間でどのような活動にチャレンジするか、具体的にイメージができるよう、細かく対応してまいりたいと考えております。

■ 山田 大輔 議員

教育長ありがとうございました。本当にいろんな温かい答弁いただけたと思います。

まず一点目の意欲ある学校の先生なんですけど、なぜ今回これをあげたかと言いますと、先日まで夏休みがございました。地域クラブになってしまって、部活動ではないということで地域クラブの指導員ということになります。学校の先生ではないんですね、平日も。指導にあたる。夏休み明けの学校生活にしっかり入れるように、やっぱり先生である以上、そこを考えると、午前中に部活するんですよ。そうすると年休を消化するんです。先生たちの働き方改革をしたいというテーマがあるにもかかわらず、先生の年休を消化してしまう。これはちょっといかなものかというものを僕自身も感じますし、先生だって、その奥にいる先生のご家族ですね、私も少年野球の監督をしてましたけど、なかなか子どもがいない時期に監督をする、家族の理解を得られる、なかなか難しかったです。

ここはいろんな先生方やってらっしゃると思いますけれども、そういう派遣だとか、今、小学校、特別支援学校の先生方も、意欲のある先生方いらっしゃる

ますとおっしゃられてましたけれども、そういう意欲ある学校の先生をいかに支援していくか、このあたり答弁は求めませんけれども、ぜひ教育委員会の中で前向きに取り組んでいただきたいと思います。これは要望として進めます。

その他にもですね、みなさんに議場配布資料にお配りしているんですけども、2ページ目見てください。山口市の緑色のですね、この山口市が作っているペーパーをお持ちしました。これ2つ目なんですけど、裏側に後ほどコーディネーターの話にもなるんですけども、グループを6つに分けています。実を言うと中学校17校ほどあるようなんですけど、13人のコーディネーターがいます。こういうグルーピングをするというのはかなり重要だと思ってまして、学校の先生方が、先ほど生徒と向き合う時間ができるという教育長がおっしゃっていただきましたけれども、生徒と向き合う時間ができるということは、放課後に部活動にすぐ行けない、地域クラブの活動にすぐ行けないわけです。生徒指導が入ると行けないんです。ただでさえ30分、1時間かかるわけですから、違う学校になると移動にかかるわけなので、こういうグルーピングをして、表向きには言えないかもしれないですけど、せっかく学校の先生が意欲を持って地域クラブの活動の指導員としてまだやるんだという強い意思を持っていらっしゃる先生こそ、できればこのグループの中で人事を回すようなことができると、なおのこと僕はありがたいなと思います。

そうすると移動時間短くなりますし、先生方、初任は3年、その後6年クールで、基本まわると思いますが、18年間、仮に3校のグルーピングで、18年間その地域にいますと、地域に根ざした活動ができるということで、地域との連携ですね、この地域展開ではなくて地域連携に僕はしてほしいと思うんですけども、そういう人事交流もしていただきたいと思います。

大きい2番の受け皿の部分でございます。受け皿の部分、なかなか難しいということわかりました。

これもまた議場配布資料にありますけれども、15、6ページ目ぐらいにあったかと思います。熊本市の資料なんですけれども。熊本市は400クラブ作るんだということで、今も一生懸命動いていらっしゃるそうです。それに対して、顧問と副顧問合計4人ですね、地域から2人、学校から2人、それぞれ4人でチームを運営するというので、数を設定されています。これは菊地議員の前の議会でも話がありましたけれども、そのような形をですね、ぜひ北九州でも本当は取っていただきたいです。

地域によって濃淡があります。本当に先ほどちょっと数を出してたんなんですけれども、161、今クラブチームがある中で、門司区が12、八幡東区が9、戸畑区が14と、なかなか地域的に薄いところが多い、そして文化系がないということがよくあります。ですので、たしか、吹奏楽もまだまだ、さっき19できて10校目が検討中みたいな話は聞いてますけども、門司区はたしか無かったんじゃないかなと思います。そういう文化系に触れることができるように、濃淡がないように、地域格差やご家庭の経済格差で参加ができないということがないようにですね、ぜひやってもらいたいと思います。

最後にですね、先ほどの部活動の応援団の活動なんですけども、本当にありがとうございます。良い取り組みだなと思いました。プロスポーツチームは4チームということなんですけど、ここに、前は都市ブランド創造局さんにも以前言ったことがあるんですけども、実業団のチームを入れてみたらどうかと思うんですけども、教育長、すみません、そこ一点だけいかがでしょうか。

■ 太田 清治 教育長

企業につきましても、やはり専門性を持ってなさっている方も多くございます。また一方で、お仕事も本当は朝から夕方までされた後で、そういった競技をなさっているということもございますので、そういった生き方に関わる、働き方に関わる事柄についても、子どもたちが学ぶ意義が本当に大きいと思っておりますので、またそういったところもご協力をいただきながら進めていきたいと思えます。

■ 山田 大輔 議員

ありがとうございます。じゃあもう残り1分切りましたので、要望で突っ切りたいと思えます。

この応援団に関しては、実業団と一緒に入れると、指導者を派遣するだったり、用具を寄付する。そして企業や大学の施設を貸す。OB・OGのセカンドキャリアにつなげる。こんなことができるんですね。北九州からこういうことができるのならいいですし、なおのこと部活動で足りなくなったお金の寄付をいただくというのは本当にありだと思っております。

最後にですね、この9月議会、2,200万円の補正予算をつけていただきました。本当にありがとうございます。サイトもだいぶ見やすくなりました。まだまだ改善が必要だと思いますので、ここで足りないものはつける。人が足りないなら人をつける。金が足りないなら金をつける。

ぜひ次の12月議会もですね、今度市長選もありますし、当初予算になると思いますので、ぜひ前のめりにですね、部活動の地域展開、子どもの活躍の場、ぜひ守って一緒にやっていきたいと思えます。

令和8年9月 本会議 議事録

【年 月 日】令和9年9月11日 【答弁番号】16-3-1, 2, 3

【質問件名】児童生徒の定期健康診断について

【質 問 者】柳井 誠 議員（緑の風）

【作 成 課】教育委員会学校保健課

■ 柳井 誠 議員

最後に、不登校等児童生徒の定期健康診断の受診と負担について伺います。現在、本市においても、不登校等児童生徒が増加傾向にあります。不登校等児童生徒への学習の保障や居場所づくりは重要ですが、「健康管理」、具体的には定期健康診断の未受診の課題があります。学校保健安全法第13条で、学校には毎学年定期健康診断実施が義務付けられています。

しかし、不登校傾向にある児童生徒が受診機会を逃し、受診率が低いままで、その対策が遅れていると見られます。その体制を整えることは、教育委員会の重要な責任であると考えます。

そこで、不登校等児童生徒の定期健康診断の未受診における以下の点について、教育長に伺います。

第一に、未受診者の実態についてです。不登校等児童生徒の定期健康診断の内科・歯科の受診率、および未受診者への受診勧奨と健康の把握はどのようになっていますか。

また、集団健診を受けられなかった児童生徒に対し、現在どのような代替受診や個別配慮を行っているか、現状を尋ねます。

第二に、集団健診欠席後の個別受診の場合の費用負担についてです。学校医で個別受診する場合や、別のかかりつけ医で受診する場合、検査費用の自己負担となる場合があります。学校外で個別受診を行う際の費用負担について状況を尋ねます。事前に窓口負担なく受診できる公費の受診券の発行や、一般の医療機関での受診に対する費用助成制度の導入について、教育長の見解をお聞かせください。

第三に、市の統一された運用基準の必要性についてです。未受診者への対応が各学校の判断や、対応に差を生じさせないため、受診案内や別の時間帯・健診日のあり方、協力医療機関との調整が必要ではないか伺います。教育委員会として運用の基準の必要性について尋ねます。

■ 太田 清治 教育長

私からは、児童生徒の定期健康診断について、一つ目に、不登校等児童生徒の定期健康診断の内科・歯科の受診率、未受診者への受診勧奨と健康の把握がどうなっているか。また集団健診を受けられなかった際の代替受診や個別配慮を行っているか、現状を伺う。二つ目に、学校外で個別受診を行う際の費用負担につ

いて状況を伺う。また、一般の医療機関での受診に対する費用助成制度の導入について、見解を伺う。

三つ目に、受診案内や別の時間帯・健診日のあり方、協力医療機関との調整など、統一された運用基準の必要性について伺う。というご質問をいただいておりますので、まとめてお答えいたします。

教育委員会では、学校保健安全法に基づき、児童生徒の健康上の問題を早期に発見し、適切な保健管理や保健指導につなげるとともに、児童生徒自身が自分の健康状態を知り、健康の保持増進を図ることができるよう、各学校において、毎年度、健康診断を実施しております。

こうした健康診断は、不登校等により学校への登校が難しい児童生徒にとっても、自らの健康状態を確認し、必要に応じて医療機関への受診や、その後の支援につなげる大切な機会でございます。

このため、不登校等の児童生徒についても、健康診断を受診できるよう環境を整えることが重要であると考えています。

国からも、令和6年9月に、「学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施に当たって留意すべき事項について」通知が出されており、不登校等により健康診断を受けることができなかった児童生徒への受診機会の確保の必要性や、当日の欠席や長期欠席の場合の対応をあらかじめ検討し、保護者に周知することが示されております。

この通知も踏まえ、教育委員会においては、令和6年度の不登校を含む長期欠席児童生徒4,526人の健康診断の受診状況を調査したところ、内科健診の受診率は73.8%、歯科健診の受診率は66.8%となっております。

これらの不登校等の児童生徒が健康診断を受けることができるよう、教育委員会では、児童生徒本人の状況に応じた柔軟な対応に努めてまいりました。

具体的には、各学校において、学校医と相談しながら、他の児童生徒と顔を合わせることへの不安などにも配慮し、健康診断の時間帯や日にちを変更するなどの対応を行っています。

また、学校での健康診断が難しい場合には、学校医の所属する医療機関や、かかりつけ医等での受診を案内しています。

これらの対応が学校によって差が生じないように、本年3月に、教育委員会から各学校に通知を発出し、個別の事情により定期の健康診断の受診が難しい児童生徒への対応及び保護者への事前周知について、改めて徹底を図っています。

また、このような対応を行ってもなお、健康診断を受けることができなかった場合には、各学校では、保護者から提出された問診票をもとに、学校医から健康上の留意点について助言を受け、その内容を学級担任等が家庭訪問等で保護者に伝えるとともに、必要に応じて医療機関への受診などにつなげ、児童生徒の健康状態の把握に努めているところです。

次に、児童生徒が医療機関で健康診断を受診する場合についてですが、その費用は原則、保護者の負担となっております。

医療機関における健康診断の実施については、不登校等の児童生徒が適切に受診できる環境づくりに向け本年４月から市医師会等と意見交換を始めたところでございます。

今後とも、学校医をはじめ医療機関と適切に連携しながら、不登校など個別の事情を抱える児童生徒が適切に健康診断を受診し、健やかに成長できるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

■ 柳井 誠 議員

最後に不登校児童生徒の定期健康診断の受診ですが、受診率がやはり、全体の受診率、内科９６％、歯科で９２％と伺っているので、それよりも２割、３割低い状況が続いている。子供たちの学びの保証を排除すると同時に、やっぱり健康状態を教育委員会としても心配してるんだという意思が伝わるような取組みを、成果の一つとしてですね、求めていきたいと思います。医師会との協議、歯科医師会との協議を進めているということではありますが、先行する自治体として、横浜市では今年度１，２００万円の不登校児童健康対策の予算を組んでおりますし、先ほど紹介した相模原でも予算を組んでおります。吹田市では１件あたり１，５００円を学校医に支払っているということでもありますので、必要に応じて予算要求も要望したいということをお願いして、答弁を終わらせていただきます。

令和8年9月 本会議 議事録

【年 月 日】令和8年9月11日 【答弁番号】19-2-1、2

【質問件名】学校標準運営費の物価高対応と保護者負担の軽減について

【質 問 者】小宮 けい子 議員（市民とともに北九州）

【作 成 課】教育委員会学事課

■ 小宮 けい子 議員

次に、学校標準運営費の物価高騰対応と、保護者負担の軽減についてお伺いいたします。現在、学校現場では、日々の授業や学級活動、学校行事などにおいて、用紙、マジックペン、のりなど、多くの消耗品を使用していますが、昨今の物価高騰によりこれらの価格が相次いで上昇しています。そのため、学校標準運営費が据え置かれたままでは、実質的な購買力は低下することになります。

本市においては、文部科学省から「学校における補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減について」の通知が出される以前から、各学校でそれぞれの実態に応じて、算数で使うブロックや鍵盤ハーモニカ、国語辞典、漢字辞典などを学校備品として整備し、保護者負担の軽減に努めてきました。

しかし、物価高によって学校標準運営費の実質的な価値が低下すれば、こうした保護者負担の軽減の取り組みを維持することさえ、難しくなるのではないのでしょうか。教育委員会からは、学校標準運営費は学習指導要領に基づいて算出しており、次期改定までは変更しないと伺っています。

しかし、学習指導要領が変わらなくても、物価が上昇すれば、同じ教育活動を行うために必要となる経費は増加します。

そこで、学校現場の努力でこれまで積み重ねてきた保護者負担軽減の取り組みが後退することのないよう、次期改定を待つことなく、学校標準運営費の増額を検討すべきと考えます。見解を伺います。

次に、児童・生徒にとって重要な体験学習の機会である社会科見学等についてお伺いします。社会科見学などでは、利用する貸切バスについても、運行経費の上昇に伴い、バス代の算定基準額が引き上げられています。学校に措置される経費と、実際に必要となる貸切バス代との間に差が生じれば、保護者負担となります。社会科見学等の教育活動に必要な経費についても、物価の実際の経費の変動を踏まえた対応が必要と考えます。

そこで、児童・生徒の教育機会を確保しながら、社会科見学などで利用する貸切バス代についても、保護者に過度の負担を求めることのないよう、実情に即した予算措置を講じるべきではないのでしょうか。見解を伺います。

■ 太田 清治 教育長

大項目2つ目、学校標準運営費の物価高対応と保護者負担の軽減について、2点ご質問いただいておりますので、まとめてお答えさせていただきます。

学校の管理運営や教育活動に係る経費については、学校予算において措置するもののほか、都道府県教育長協議会が取りまとめた「学校教育にかかる公費負担の適正化について」において、受益者負担の考え方から保護者の負担とする経費が示されております。

この考えに基づき、北九州市では、体操服やノート、絵の具など、児童生徒の所有となり、家庭においても使用できるもの、児童生徒一人ひとりの体験にもつながる社会科見学、遠足、修学旅行といった校外学習の経費については、原則として保護者に負担していただくこととしております。

一方で、これらの経費についても、教材・教具の価格や使用頻度、教育活動における必要性などを考慮し、一部を学校予算で措置しています。これは必要な教育活動を確実に実施し、生徒の学びの機会を確保していくためのものでございます。具体的には、北九州市の各学校では、適正な学校運営や学校教育の充実などを目的とした学校標準運営費を活用し、鍵盤ハーモニカ、国語辞典、生活科で使う探検バッグなどを学校備品として整備し、児童生徒が学校で共同使用できる環境づくりを進めています。

最近では、物価高騰の状況を受け、令和7年6月に文部科学省より通知された「学校における補助教材および学用品等にかかる保護者等の負担軽減について」も踏まえ、令和7年度末に、すべての小・中・特別支援学校において、保護者が負担していた彫刻刀を学校備品として追加したところでございます。

これに加えて、制服や体操服等の再利用を行うなど、各学校がそれぞれ創意工夫を重ねながら、必要なものを新たに購入するのではなく、まだ使えるものを有効に活用することで、児童生徒の学校生活を支えるとともに、家庭の負担にも配慮した取り組みを進めています。

次に、校外学習は本来、受益者負担の考え方に基づき行うものでございますが、北九州市では社会科見学にかかるバス借上げ料の一部を「学校標準運営費」で公費負担しています。

これに加えて、児童生徒の体験活動をより一層充実させ、人との関わりや実体験を通じた学びを推進するため、「体験・まなび充実大作戦」に取り組んでおります。具体的には、児童生徒の希望を踏まえ、各学校でテーマを決め、行く先や内容を自由に選択して行うアラカルト方式による校外の体験活動、自然に触れ、環境教育関連施設で体験活動等を行う環境アクティブラーニングについて、バス借上げ料を学校予算で措置しております。

こうした取り組みは、移動経費を公費で負担することにとどまらず、児童生徒に実際に見て、触れて、考える機会をできるだけ多く提供し、これからの社会を生きていく力を育むことを目的としております。

今後も物価の動向をはじめとする経済社会情勢の変化を適切に捉え、保護者の負担にも十分配慮しながら、すべての児童生徒が安心して学び、様々な経験を

重ね、未来に向かって成長していくことができるよう、学校標準運営費をはじめとする学校予算の適切な確保に努めてまいりたいと考えております。

■ 小宮 けい子 議員

次に、学校標準運営費について伺います。要望ですが、先日、「学校まるごと図書館」の取り組みを行っている中学校の方に視察する機会がありました。その際、玄関を入ってすぐに目についたのが、生徒たちが読んだ本を紹介し、互いにその魅力を伝え合う「ビブリオバトル」の掲示でした。

この掲示物で、学校を訪れた者には、学校がどのようなことに取り組んでいるか、どのような教育活動を行って、そして成果が上がっているかというものが即座に伝わりました。生徒にとっては、自分たちの活動や成果を共有するものであり、非常に教育的価値が高いというふうに感じました。

こうした掲示物は、他の小中学校においても、それぞれの教育活動の目的に応じて制作されています。その財源は、学校運営、学校標準運営費の消耗品費です。

また、今年度の彫刻刀も学校標準運営費から出たものです。子供たちが実際に学び、活動し、学校生活を送る様々な活動の中、それを支えている財源となっています。

ぜひ、この学校標準運営費の増額について見直すということを要望したいと思います。よろしくお願いいたします。

令和8年9月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和8年9月14日 【答弁番号】 26-1-1, 2, 3

【質疑件名】 学びの多様化学校について

【質 問 者】 富士川 厚子 議員（公明党）

【作 成 課】 教育委員会企画調整課

■富士川 厚子 議員

（質問）

初めに、学びの多様化学校についてお伺いします。

本市では、令和9年4月に学びの多様化学校、北九州市立あいおい中学校が開校予定です。私も1期目より不登校支援、不登校特例校の設置を議会ですずっと訴えさせていただきました。それだけに、来年度あいおい中学校が開校することとても喜ばしく思います。

さいたま市では本年4月に学びの多様化学校「いろどり学園」を開校いたしました。小学1年生から中学3年生までを対象に、市内6カ所の分散型キャンパスとオンライン授業を掛け合わせた日本初の画期的なモデルで、私も先日視察に行かせていただきました。

生徒は不在でしたが、日ごろの活動や教室、また学校の特色などを見せていただき本市でもぜひやっていただきたいと感じたことがありましたので数点、お伺いいたします。

1点目に、さいたま市が導入した「複数キャンパスとオンライン」のハイブリッド型教育は、児童生徒の移動負担を減らし、個別最適な学びを実現しています。一方、あいおい中学校は1つの校舎、集約型であります。本市は門司区や小倉南区、若松区など東西に非常に広大です。不登校傾向にある生徒にとって、片道1時間以上かかる遠方からの通学は精神的・身体的にハードルが非常に高く、実質的に通える生徒が八幡西区周辺に偏る恐れがあります。通学が困難な遠方の生徒への配慮をどう考えているのか。市内に4か所教育支援室があります。こちらでも今後活用していくべきであると考えますが見解をお伺いいたします。

2点目に、生徒数のキャパシティ不足です。あいおい中学校の学校規模は各学年15名程度、全校で計50名程度という小規模な「本校型」です。北九州市内の小中学校における不登校児童生徒数は年間2,600名を超え、増加の一途をたどっています。50人の枠では、わずか数パーセントしか救うことができません。定員漏れした生徒へのフォロー体制、また小学生への対応をどう考えているのか見解を伺います。

3点目に、募集要項の対象要件に「登校してともに学ぶことへの意欲をもって」という項目が明記されています。不登校の心理的背景は複雑であり、「学校に行きたいけれど身体が動かない」「他者と関わるのが今は怖い」というグラデーションが存在します。最初から「登校の意欲」を強く求めすぎる対象要件で

は、最も支援が必要な不登校生徒が入学できなくなってしまうリスクがあります。在宅・オンラインからスタートし、徐々に学校とつながるような、登校を前提としない柔軟なステップを認めるべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

■太田 清治 教育長

私からは、大項目1つ目「学びの多様化学校について」3点のご質問をいただいております。順序は前後いたしますけれども、まとめてお答えをいたします。

現在、北九州市でも全国と同様に、不登校児童生徒数は増加傾向にあります。不登校の背景や要因、学びや活動への意欲は、児童生徒によって様々であるため、それぞれの状態に応じて安心して過ごせる「学びの場」や「居場所」の確保は重要な課題でございます。

このため、教育委員会としては、学校で学ぶことに不安がある、またはオンラインで学びたい場合には、一人一台端末を活用した「未来へのとびらオンライン教育支援室」、通称「みらとび」と呼んでおります。

それから、対面で学びたいが、学校以外の場所で学びたい場合には市内4か所に設置し、専門的な指導員による相談支援や学習支援を行う「教育支援室」。

学校で学びたいが、自分のクラスに入りづらい場合には学校内に設置し、教員による相談支援や学習支援を行う「ステップアップルーム」など、個々の児童に応じた「学びの場」を順次整備してまいりました。

さらに、校区の学校には通えなくても、学校で学びたいと願っている児童生徒の選択肢を増やすため、令和9年4月に、「学びの多様化学校」である「あいおい中学校」を開校することとしております。

こうした「学びの場」については、生徒にとって例えば北九州市の「みらとび」では、オンラインでのやり取りが「子どもにとって学校生活そのものであり、かけがえのない居場所」となっているケースもあります。他方、他都市からの聞き取りによりますと「その都市の学びの多様化学校」では、新しい環境に変わったことで毎日登校している生徒がおりますけれども、一方で登校が難しくなったケースもございます。

このように、不登校児童生徒の状況は様々であり、議員ご指摘のとおり、例えば「在宅からスタートし、徐々に学校とつながる」など、それぞれの心身の状態に応じて最適な学びの場を提供するとともに、その様々な学びの場がしっかり連携できるよう、取り組んでいくところでございます。

あいおい中学校は、令和7年度に設置した、学識経験者や学校関係者、保護者等からなる有識者会議における「最終的な社会的自立を見据えると、集団・協働の視点は非常に重要」という意見を踏まえ、少人数で、個々の生徒が自分のペースで学ぶスタイルは柔軟に取り入れつつ、学級という集団で、日々、ともに学ぶことを基本に教育を行うこととしております。

このため、他都市の状況も踏まえ、各学年で15名程度、3学年で計50名程度の学校規模としております。

また、あいおい中学校の早期設置を求める声がある中で、通常の学校とは異なる施設の方が通いやすいとの声があることや、特別教室を備えるなど、中学校として必要な教育環境を確保することが可能なことから、八幡西区に所在する教育センター内に設置することといたしました。市内全域から生徒が通学する可能性があるため、始業時間を一般の中学校よりも1時間繰り下げる。通学手段についても、徒歩や公共交通機関に加え、保護者による送迎なども柔軟に認めることとしております。

以上のように、あいおい中学校の生徒は、学校で学ぶことを基本としておりますが、心身の不調等で登校が難しい時には、自宅だけでなく教育支援室等においても、授業をオンラインで受けることについて、国との協議も重ねているところでございます。

あいおい中学校では、開校に向けた準備を着実に進め、今月には生徒募集も開始したところでございます。入学に当たっては、本人や保護者の希望を確認するとともに、授業体験などにより、不登校児童生徒の他の学びの場とはコンセプトや教育スタイルが異なることを理解した上で、入学を検討していただくようにしております。

入学・転入学の決定に当たっては、医師や学校心理の専門家などの有識者からなる「入学・転入学検討会議」の意見を踏まえ、判断していくこととしております。その過程で、教育支援室や「みらとび」など、あいおい中学校以外の学びの場の方が合っているという児童生徒には、その案内も差し上げていこうとしております。

こうした準備を行った上で、あいおい中学校の開校後も引き続き運営体制の確立に注力し、その知見やノウハウを着実に積み重ねていきながら、教育支援室や「みらとび」などの充実にも努めてまいります。

なお、北九州市の令和6年度の不登校児童生徒数は、小学校が993人に対し、中学校は1,670人となっております。より深刻な状況にあります。また、中学校は義務教育の最終段階に当たり、進路選択等の生徒の将来に直結する時期であることから、学びの多様化学校については、まず中学校について整備をしましたが、今後の小学生に対する支援のあり方についても、他都市の状況をみながら引き続きしっかりと研究して参りたいと思っております。

今後とも、あいおい中学校の開校に向けて必要な準備を着実に進めていくとともに、開校後も、議員からご紹介いただきました、さいたま市も含め、他都市の取組状況も引き続き収集しながら、あいおい中学校を含めた北九州市の不登校児童生徒がより一層安心して過ごせるよう、取組の充実に努めてまいりたいと考えております。

■富士川 厚子 議員

(第2質問)

今回、視察した「いろどり学園」は、単に学校に来てもらうのではなく、子どもたちの“好き”や“やってみたい”を学びに繋げるという点が非常に印象に残

りました。例えば、ドローンやプログラミング、3Dプリンターを使った「ものづくり」など、先端技術を活用した探究的な学びが行われていました。これは不登校の子どもたちへの支援ということではなく、“自分にはこんなことができる”という自信や、将来を見据えた自立への一歩となり、大変大きな意味があると感じました。

せっかく本市に初めて設置する「学びの多様化学校」でありますので、本市の強みである「ものづくり」や「ロボット」、また「AI」など、子どもたちの“やってみたい”という好奇心を基点に、将来、実社会に繋がるような探求的な学びを「あいおい中学校」の特色として育んでいってはどうかと思いますが、見解をお伺いします。

■太田 清治 教育長

今、議員のおっしゃったことは、非常に重要なところでございまして、やはりキャリア教育というのを、しっかりと子どもたちにやっていくことに繋がるものと思います。私どもも、現在、職場体験であるとか工場見学、そういったことも「学びの多様化学校」である「あいおい中学校」で行っていかうと考えております。また、総合的な学習の時間がございまして、そういったところでも今おっしゃっていただいたような、できることについては、子どもたちの意見をしっかりと取り入れながら、やっていきたいと考えております。

■富士川 厚子 議員

(要望)

「いろどり学園」では、学校の中に色とりどりのペットボトルが至る所に設置されていて、学校の名前のとおり、まさに彩りに満ちた環境で、“一人ひとりにそれぞれの色があるんだよ”と、“自分らしさを大切にしていこう”という思いが、学校の環境から伝わってきたことが非常に印象に残りました。

本市の「あいおい中学校」についても単に地名から付けられた学校名ではなく、「相生」という言葉には「二つのものがともどもに生まれ育つ」という意味があり、これが本校のコンセプトである「“自分らしき”がふくらみ、ともに花ひらく学校」に繋がるものとして位置付けられています。私はこの学校名に込められた意味を、子どもたちが毎日の学校生活の中で感じるようにすることが大切だと考えます。

例えば、「あいおい」という言葉から、「ともに育つ」「繋がる」「花ひらく」といったイメージを学校内の壁面や掲示、作品展示、サインなどに取り入れ、子どもたち自身が学校の空間を作っていく。学校名やコンセプトに込められた思いを言葉だけで終わらせるのではなく、学校の空間や日々の生活の中で、子どもたちがその思いを感じられるような工夫をしていっていただきたいと思います。

多様性の時代であり、子どもたちを枠にはめることなく、新しい学校のあり方を、また北九州モデルと言われるような生徒目線の「あいおい中学校」になることを切に望みます。

令和8年9月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和8年9月14日 【答弁番号】 28-3-1、2

【質問件名】 ひびきのデータセンター建設に伴う子どもたちの教育環境への影響について

【質 問 者】 三宅 まゆみ 議員（市民とともに北九州）

【作 成 課】 教育委員会 総務課

■三宅 まゆみ 議員

次に、ひびきの学術研究都市におけるデータセンターの建設に伴う子どもたちの教育環境への影響についてお尋ねします。

先日、若松区の学術研究都市にあるひびきの小学校に隣接する土地で計画されているデータセンターについて、設置者、設計者、そして市の担当部署の出席のもと、地域説明会が開催されました。

当日は、学校関係者や近隣住民など約80人が参加され、前回の説明会で出された質問を中心に、事業スケジュールや日陰の影響、非常用発電機に使用する地下オイルタンクの安全性、発電時の騒音、風の影響など、さまざまな説明が行われました。

その際の参加者からの質問の多くは、データセンターそのものに反対するというより、「なぜ、小学校の隣でこのような大規模なデータセンターを建設するのか」という点でした。

データセンターは、デジタル社会を支える重要なインフラで、全国各地で整備が進められています。私も先日、苫小牧市を視察した際、大規模なデータセンターを初めて実際に外から拝見して、その大きさに圧倒されました。

今回計画されている施設は、4階建てのひびきの小学校に隣接し、高台に位置することから、完成すれば、学校から見上げると非常に大きな建物となります。

これを子どもたちの教育環境という観点から考えた場合、建築基準法など関係法令を満たし、必要な安全対策が講じられていることが保障されているだけでは不十分なのではないでしょうか。

小学生は、大人と比べて環境の変化を敏感に感じる場合があります。大規模な建物がすぐ隣に建つことによる圧迫感、建設工事中の騒音や振動、車両の出入り、工事関係者の往来、完成後の設備音や照明、景観の変化など、学校生活にさまざまな影響が生じる可能性があります。また、特に音や光、環境の変化に特に敏感な子どもたちにとっては、一般的に問題ないとされる音や振動でも、大きなストレスとなる場合があります。学校は、子どもたちが一日の大半を過ごし、安心して学び、成長する場所です。

このような点を踏まえ、3点お伺いします。

1点目に、ひびきの小学校に隣接する土地にデータセンターが建設されることについて、児童の教育環境という観点からどのように認識しておられるのでしょうか、教育長にお伺い致します。

2点目に、地元説明会では、学校関係者や近隣住民から、建物による圧迫感、景観の変化、工事の騒音・振動などの影響、交通量の変化による通学への不安など、学校生活への影響について、多くの声があります。

そこで、これらの不安の声に対して、教育委員会として、どのような対応を検討されているのか、見解をお伺いします。

■太田 清治 教育長

学校は、児童生徒が日々学び、成長するために一日の多くの時間を過ごす、大切な場所でございます。

「子どもたちが安全に、安心して学べる環境を守ること」は、教育活動を支える教育委員会のゆるがせにできない最も基本的な責務でございます。

ひびきの小学校の隣接地にデータセンターが建設される今回の計画については、児童の学校生活への影響に対する不安の声が上がっていることは重く受け止めております。

教育委員会として最も大切なことは、こうした1つひとつの不安にしっかりと寄り添いながら、実際に児童の教育環境にどのような影響があるのかをきめ細かく、かつ具体的・客観的に確認しながら、関係部局とともに、必要な対応を迅速かつ適切に行っていくこととございます。

こうした考えのもと、教育委員会では、ひびきの小学校や関係部局とともに、大きく3つの対応を行っていくこととしています。

1点目は、「登下校時の安全確保」です。工事が行われる中でも、児童が安全、かつ安心して登校できるよう、ひびきの小学校の教職員に加え、教育委員会や関係部局の職員が協働して、現在、登下校の見守りを日々行っています。

また、事業者においても、学校からの要請を踏まえ、車両出入口に交通誘導員を常時配置するとともに登校時間帯における工事車両の通行を自粛するといった対策を講じています。

今後も通学路の安全を守るため、工事の進捗状況に応じて、関係部局とも、必要な対策を講じていきます。

2点目は、「児童が健やかに伸び伸びと、普段通りに学べる環境を守る」ことです。データセンターの建設工事中だけでなく稼働後においても、児童が普段通りに学べる環境に影響が生じないように、先手先手で速やかに事業者に対応を求め、児童が安心して学び、楽しく、いきいきと学校生活を送ることができるよう、学校の環境を守っていきます。

3点目は、「児童や保護者の不安に寄り添い、1つひとつ丁寧に対応すること」です。学校やその周辺環境が変化することによって、児童からの不安が寄せら

れた場合には、決して見逃すことなく、適切にフォローができるよう、教職員が児童1人ひとりを注意深く見守るとともに、いつでも相談できるようにするなど、きめ細かな支援体制を教育委員会も一緒になって整えていきます。

また、児童の日々の様子に関する保護者の不安についても、しっかりと受けとめ、教育委員会と学校が一体となって丁寧に対応してまいります。

そのうえで、児童の学校生活への影響が考えられる場合には、関係部局とともに、必要な対策を事業者に強く強く求めてまいります。

私自身、教員として長く学校現場に携わり、子どもたちの日々の学びの環境がいかに大切であるかを身をもって感じております。そこで培われた経験を活かし、教育長である私が先頭に立って、今後とも、学校や関係部局とともに、「子どもたちが安全に、安心して学べる環境」を守っていき、その取組を着実にやってまいります。

■三宅 まゆみ 議員

ひびきのデータセンター建設に伴う教育環境への影響について、質問させていただきたいと思います。

先日の説明会で、計画通りであれば、来年、ここの小学校に入学する子どもさんたちは、六年生までほぼ小学校時代すべて学校の横で工事が行われている中で過ごすということになります。

それから同じ4階建ての建物ということなんですけれど、データセンターは高さが42メートルということで、通常のマンションであれば約14階建てぐらいの高さになり、横も約160メートルという小学校の真横に、それは大きな建物が建つということになります。

できることならば、他の場所での移転をお願いしたい、できないものかなというふうに思いますが、このまま建設が進んだ場合、例えば発達障害や感覚過敏など、周囲の音や環境の変化に敏感な児童への配慮についてはどのように考えておられるのでしょうか。まず教育長にお聞きします。

■太田 清治 教育長

非常に大事なご指摘をいただきましてありがとうございます。まさにですね、そういった子どもたちは、さまざまな特性、個性を持っております。

ですから、さらにですね、きめ細かく、さまざまな個々の状況に応じて、しっかりと対応して行く必要があるかと思っております。以上でございます。

(続く)

■三宅 まゆみ 議員

ありがとうございます。それから、これを進めるのであればですね、建設前、工事期間中、そして施設の完成後も児童への影響を、継続的に把握し、必要に応じて対策を講じることが重要だというふうに思っています。教育委員会として、学校、保護者、地域、事業者と連携しながら、子どもたちの安全・安心な教育環境を守るため、継続的なモニタリングと必要なモニタリングを講じる必要があるのではないかというふうに思いますが、見解をお聞かせください。

■太田 清治 教育長

そういった点につきましても、今後ですね、関係部局等としっかりと話し合った上で進めてまいりたいと思っております。以上です。

■三宅 まゆみ 議員

最後に市長にお伺いします。今後、データセンターなどを誘致するにあたっては、ガイドラインが絶対に必要ではないかというふうに思います。既に東京都や江東区などでも策定されています。この点について、市長はどう考えられますでしょうか。

■武内 和久 市長

いろいろな、やはり知恵、経験、こういったものはしっかりと学んで、研究して、そして検討に結びつけていくということが大事だろうと。それはどの行政分野であっても非常に大切なことだろうというふうに思いますので、いろいろ情報収集、普段の情報収集をしていくということが大事だろうというふうに考えております。

■三宅 まゆみ 議員

情報収集だけではなくてですね、ぜひガイドラインを作っていただきたいと思えます。以上で質問を終わります。

令和8年9月 本会議 議事録

【年 月 日】令和8年9月14日 【答弁番号】31-2

【質問件名】オーガニック給食について

【質 問 者】井上 しんご 議員（緑の風）

【作 成 課】教育委員会学校保健課

■ 井上 しんご 議員

次に、オーガニック給食について伺います。

現在、北九州市の給食は市内を二つに分けた統一献立、そして食材の一括購入をしています。市内の小中学生への給食を滞りなく提供できるよう、大量に買い付けることで、予算を抑え、品質も確保するという面で効果があります。

一方、近年は家庭菜園や地元産食材へのニーズ、無農薬・低農薬、オーガニック食材、マクロビオティックへの関心の高まりなどから、大手スーパーでもオーガニックエリアを設けるなど、食材への関心も高まっています。

市は、オーガニック給食の要望に対し、オーガニック野菜を作っている農家さんが少なく量を確保できないなどの理由で困難と述べています。

確かに、今の統一献立では、無農薬・低農薬などの必要な食材を確保することは困難ですが、学校や地域毎のオリジナル献立を導入すれば、実施できる学校もあると思います。

北九州市は広く、海、山、川があり、田畑、港、工業地帯など、本市の食文化は変化に富み、郷土の味も受け継がれています。市も市内産食材の利用を推進していますが、統一献立の場合、量が確保できない場合は利用できません。学校オリジナル献立は、地元で取れた野菜や魚や、学校菜園や農家さんと一緒に育てた食材を給食で食べられることに繋がります。

市が導入した郷土給食「ぬかだき」や「合馬タケノコ」だけでなく、他にも、小倉焼うどんや、八幡餃子、かしわ飯、かしわうどん、肉うどんなど、郷土の味が給食で出されれば、我が町の食文化を学ぶきっかけになります。

市として、献立を柔軟に運用し、地域や学校で、その土地の文化や産地に応じた、学校オリジナル献立とオーガニック給食を組み合わせたモデル実施について、見解を伺います。

■ 太田 清治 教育長

まずは大項目二つ目のオーガニック給食について、地域や学校でその土地の文化や産地に応じた学校オリジナル献立とオーガニック給食を組み合わせたモデル実施について見解を伺うについてですが、学校給食は、健康の保持増進を図るとともに、望ましい食習慣を身につけ、地域の食文化などを学ぶという、教育的意義を有しています。このため、教育委員会では、約7万人の児童生徒に対し、

地場産物を積極的に使用しつつ、北九州市の郷土料理なども取り入れた全市統一献立による学校給食を、「生きた教材」として提供しております。

一方、オーガニック食材の活用にあたっては、生産量が限られていること、天候や病害虫などの影響を受けやすく安定的な確保が難しいこと、一般の農産物と比べて価格が高いことといった課題がございます。

こうした中、議員ご提案の、地域や学校ごとのオリジナル献立を実施した場合、一度に必要な食材の量が少なくなるため、オーガニック食材を活用しやすくなる面はございます。

しかしながら、学校給食は、献立の作成から給食の提供に至るまでに、栄養やアレルギーに配慮した献立作成、食材の価格や品質を踏まえた安定的な調達、衛生管理などに配慮した安全な調理など、多数の工程があり、栄養教諭や調理員をはじめ多くの方が携わることで成り立っております。

このため、学校オリジナル献立を実施した場合、複数の献立を作成する必要があり、それに伴い、献立ごとに食材やアレルゲンを確認・管理する業務が増えます。また、一度の食材調達量が少なくなることによって価格上昇につながるなど、給食提供全体にわたり体制面・費用面で様々な課題が生じるため、実施は困難と考えます。

このように、学校オリジナル献立の導入が困難なことに加え、オーガニック食材活用の全市的な展開が見込めない中で、一部の学校でモデル事業を実施することは、保護者の理解が得られにくいと考えます。

このため、安全・安心でおいしい給食の提供に努めつつ、オーガニック食材の活用についても関係局と情報交換等を行ってまいりたいと思っております。

令和8年9月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和8年9月14日 【答弁番号】 31-5

【質疑件名】 部活動について

【質 疑 者】 井上 しんご 議員（緑の風）

【作 成 課】 教育委員会 生徒指導課

■ 井上 しんご 議員

最後に、部活動について伺います。

市は、来年9月から休日の部活動を地域展開し、平日の部活動は残す考えです。

部活動は、学校で思い切り運動したり、放送部や吹奏楽部など、学校でなければ出会いにくい文化活動に触れたりする機会として、守っていく必要があります。

一方、生徒数の減少により廃止された部活動もあります。地元の校区でもサッカー部はなくなりましたが、野球部は存続しています。しかし、ノックできる教員がおらず、友人が地域クラブとして週末に指導にあたっています。

市のアンケートでは、経験したことのない種目を指導している教員が約半数に上り、今後の指導を望まない教員も半数を超えています。その理由として「専門的な知識がない」ことが上位に挙げられています。それは、生徒教員双方にとっても望ましい状況ではありません。

人事異動においては、教員が希望する部活動や、これまでの指導経験にも配慮し、各学校の部活動に必要な指導者を配置することです。また、経験のない種目を担当する場合にも、専門的な講習や指導スキルを身につける機会を、市の責任で確保すべきです。

加えて、令和6年度の「たな卸し」で廃止された各学校の部活動に係る備品・消耗品費も、いまだに復活していません。平日の部活動を残すのであれば、活動に必要な経費を公費で支えることも必要です。

そこで、部活動を教育活動の一環として充実させていくため、必要な備品・消耗品費を確保するとともに、教員の部活動指導者育成プログラムや、経験・希望を踏まえた適正な教員配置をどのように進めていくのか、市の見解を伺います。

■ 太田 清治 教育長

学校部活動は、生徒同士や教員との良好な人間関係の構築を促進し、学習意欲や自己肯定感、責任感、連帯感を育むなど、多様な学びの場としての教育的意義を有しています。また、生徒の人格形成や健全育成にも大きな役割を果たしていると認識しております。

一方で、少子化の進行や教員の負担増などの課題があり、北九州市では、令和7年12月に国が示した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に基づき、「学校頼みの活動から、まちぐるみで支える活

動へ」という考えのもと、休日の部活動を地域クラブが担う、部活動地域展開を進めております。

これにより、部活動と地域クラブが連携しながら、生徒に多様な活動機会を提供することとしています。

教育委員会では、各教科等の教育活動に要する経費として「学校標準運営費」を定め、各学校予算を措置しており、購入した備品・消耗品費を部活動だけでなく、地域クラブも使用しています。引き続き、学校予算の適切な確保に努めるとともに、リユースや寄付などの取組みについても研究してまいりたいと考えております。

次に、教員の部活動への関わりについて、国のガイドラインでは、「部活動指導は教師以外が積極的に参画すべき業務」として、外部人材を適切に配置することや、教員の人事においては、部活動指導の能力や実績等を過度に評価しないよう留意することとされております。

このことも踏まえ、教育委員会では、人事異動方針を定め、学校教育全体が充実発展するよう、総合的な視点を持って適材適所の教員配置を行っており、その中で生徒の活動機会の確保にも努めています。

また、部活動指導者育成の観点から全ての部活動顧問に対して、安全管理や不祥事防止などに関する研修を行い、部活動を適切に実施する体制を整えています。

さらに、専門的な指導が必要な場合には、外部人材である部活動指導員や部活動外部講師を配置しているところでございます。

今後も、学校部活動と地域クラブ活動が一体となって、様々なチャレンジの機会を提供し、生徒の自己実現につながるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

■ 井上 しんご 議員

次、部活動の件です。部活動、ぜひ社会科の先生がいない場合は社会科の先生を配置する。当たり前です。部活動を指導する人がいないんだったら、別にその能力で配置っていうよりも、それなりの先生を配置するってことが責任ある対応だと思います。部活動を教育活動の一環としてっていうことであるんだったら、そういったことをしなければ、結局 部活を潰してしまうことになりかねない。私はアンケート見てびっくりしたんですけども、部活をしたくない先生が半分以上いたということで、じゃあ今までじゃ何をやってたのかと。教育委員会として、部活を大事だと言いながらも、先生たちの満足度も得られていないと。ですから、やっぱり部活は教育の一環として大事にしていくんだという部分でのスタンスが必要だと思いますし、また地域の人材といっても、なかなか地域もですね、そういった人材は多くありません。私たち子どもの頃は地元本当に子どもがいっぱいいて、そこで相当練習とかやってましたけども、そういった地域の人材に限られています。だったら教育委員会として部活を指導していく、先生

をちゃんと育成していく、もし国が違ってれば違いますよっていうことも必要と思うんですが、この点について意見をお聞かせください。

■太田 清治 教育長

全体としまして、教育的意義ということは非常に大きいかと思えますけれども、教員は部活だけで本来業務をやっているわけではございません。生徒指導であるとか、あるいは教科指導であるとか、様々な面も担っております。そういったことで、一体としてですね、全体と総合的に、やはり人事配置も含めて、教員を応援していくということが必要じゃないかと思っています。

■ 井上 しんご 議員

今A I って言ってますけど。今、A I が大運動会をしたっていうふうに聞いてます。またサッカーをしたりしています。今、体験をA I 自体が体験してるんですね。でも私たちはもう40年前に運動会しています。ですから、やっぱり体験活動。先ほど教育長は標準運営費でやっていくと、部活動のことも、体験活動も、課外活動も。午前中にはそう、社会見学、大事だと言われてました。だったら標準運営費、しっかりと確保していく、そこを増やせというふうに要望していく必要があると思います。そうしないと、今、今日言った答弁が本当であればですね、予算しっかり確保をお願いします。

令和8年9月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和8年9月14日 【答弁番号】 34-3

【質疑件名】 本市の平和教育について

【質 問 者】 荒川 徹 議員（日本共産党）

【作 成 課】 教育委員会 企画調整課

■荒川 徹議員

本市の教育現場における、平和に関する児童・生徒への指導について尋ねます。教育基本法第1条は、教育の目的として「平和で民主的な国家及び社会の形成者」の育成を定め、同法第2条第5号は、教育の目標として我が国と郷土を愛するとともに他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うとしております。

本市教育委員会は、平和に関する学習指導の意義について、正しい知識または認識と平和を希求する心情を育成することとしております。そのために、全教育活動の中で平和に関する指導を行うとし、「非核平和都市宣言」を契機に、毎年7月を全市一斉の「平和に関する学習指導月間」とし、取り組みの充実を市立学校長に要請しております。しかし、本市には平和教育の意義や目標を明文化したものではありません。大阪府・貝塚市では戦後60年を節目として、平和教育をさらに充実・発展させていくために「平和教育基本指針」を策定しています。本市においても、平和教育の指針が必要ではないでしょうか。そこで、教育大綱、あるいはこどもまんなか教育プランに、「非核平和都市宣言」にもとづいた本市の平和教育の理念を明文化し書き込むこと。合わせて、それを踏まえた「平和教育基本指針」を策定することを求め、見解を尋ねます。

■太田 清治 教育長

「平和で民主的な国家及び社会の形成者」の育成を教育の目的とする教育基本法に基づき、国が定める第4期教育振興基本計画では、「国際社会の平和と発展に寄与する態度を身に付けた人材の育成」が掲げられております。

こうした理念を踏まえ、教育委員会では、令和6年度策定の「北九州市こどもまんなか教育プラン」のもと、多様性の理解、他者を尊重する態度の育成などを進めることとしております。

さらに、北九州市独自の取組として、平成22年の北九州市非核平和都市宣言を契機に、翌年には平和に関する学習の指針を定め、児童生徒の平和に関する正しい認識及び平和を希求する心情の育成をねらいに、全ての学校の教育活動で実施することとしております。

このような統一的な方針のもと、全市立学校において、年間を通して計画的に平和について学ぶ機会を設けております。

具体的には、7月を「全市一斉の平和に関する学習指導月間」として設定し、八幡大空襲などの戦争体験を語り部の方から話を伺うなど、地域の身近な歴史を教材にした学習。長崎への原子爆弾投下で亡くなった林嘉代子さんをしのび、植えられた「嘉代子桜」を教材にした学習など、北九州市ならではの取組を行っております。

さらに、年間を通じた取組として、国語科で、戦争を題材とした文学作品を読み、話し合い、平和と命の大切さを学ぶ学習。平和の願いを込めた勝山公園に設置された「長崎の鐘」等を題材とした、市独自の「北九州道徳郷土資料」を活用した学習。修学旅行で長崎の原爆資料館を訪問し、被爆体験者などの話を聞く学習などの取組も行っております。

また、各学校では、若い世代を含む全ての教員が、年間指導計画に基づき、学習のねらいを十分理解した上で、児童生徒の指導に当たるなど、平和に関する学習の趣旨を、次の世代へと着実に受け継ぐ体制がとられております。

このように、系統的、継続的に平和について学ぶ体制を整えており、教育大綱や教育プランの改訂あるいは「平和教育基本指針」の策定は考えておりませんが、今後も児童生徒が命の尊さを知り、多様な人々とともに未来を切り拓いていくことができる教育を推進してまいりたいと考えております。

■荒川 徹議員

最後に平和教育についてお尋ねします。先ほど教育長は、様々な取組を行っていると紹介されました。もちろん私も知っています。ただ、どこにも書いていないでしょう。書いてないというか、体系的な記述はどこにもないんですよね。私も教育要覧も隅から隅まで読みましたし、教育委員会の事務点検評価報告書の中身も見ました。それから行政評価の取組結果についても見ました。だけど、平和教育に関するいわゆるまとまった記述はないんですよね。教育長は今、平和教育を一生懸命頑張っているから、教育長がいる間はいいかもしれんけれども、変わるときに口頭で申し送るんですか。やっぱりちゃんとした文書で、先ほど紹介しました大阪府貝塚市のような、明確な指針が必要だと思うんですよ。

非核平和都市宣言を契機に、7月を月間にしているんでしょう。非核平和都市宣言が基になっているわけで、非核平和都市宣言は、北九州市の各種宣言の中でも最も重要なものの一つですよ。それに基づいて、教育の分野では平和教育をやっているというふうになっているわけだから、きちんとしたそういうものが、必要だというふうに思いますが、改めてもう一度答弁をお願いします。

■太田 清治 教育長

やはり今、議員がおっしゃったように、体系的にしっかりとやっていくということは大事なことだと思います。私どもは本当にたくさんの方をやっておりますが、おそらくきちっと伝えられていない、わかりにくい面があるのではない

かと思しますので、ですからもう一度、私の方としても系統的、継続的にしっかりと平和について学ぶ体制を整えてまいりたいと思います。

■荒川 徹議員

今それぞれ実施されている平和教育の中身をやっぱり検証しながら次に発展させるという立場で、しっかりとしたそういうものを作っていただきたいということを要望して終わります。

令和8年9月 本会議 議事録

【年 月 日】令和8年9月15日 【答弁番号】35-1-1、2、3

【質疑件名】中学校部活動の地域展開の現状について

【質 問 者】菊地 公平 議員（自民党・無所属の会）

【作 成 課】教育委員会 企画調整課

■菊地 公平議員

本日は、中学校部活動の地域展開について、最終形の時期と、その制度設計の前提、この二点に絞ってお尋ねいたします。

最初に、私の立場を明確にしておきます。私は、令和9年9月の休日完全移行を延期せよという立場ではございません。少子化の中で子どもたちの活動をどう維持するのか、そして教員の働き方改革をどう実現するのか。この二つの課題は、平日を含めた完全移行に至らない限り、解決いたしません。ですから、制度的に多少の不備があろうとも、都度手当をしながら対応を加速させていくしかない。現状の最大の問題は、その先のビジョンが示されていないことにあります。

令和9年9月より、平日は学校部活動、休日は地域クラブとなります。しかしこの状態はゴールではありません。なぜなら、先生の負担はほぼ変わらず、地域クラブも人件費等を織り込めないどっちつかずの状態だからです。この分断された状態が、令和9年9月から一体何年続くのか、現時点では誰も知りません。しかし、この期間に中学生でいる子どもたちは、おそらく制度の完成形を経験しないまま卒業していきます。移行期に翻弄される生徒を一人でも減らすためには、最終形を早く決めるほかない。そういう認識のもとで、三点お伺いいたします。

第一に、市民会議の位置づけについてです。

本市の部活動地域展開推進計画は、令和4年12月の国のガイドラインを前提として、令和7年5月に策定され、その中で、令和9年9月の休日完全移行が示されております。この計画策定におきましては、教育委員会が招集した「北九州部活動の未来を考える会」の意見を参考にされたと思います。

現在、地域クラブ活動の円滑な推進に関する市民会議が開催されていることは承知しておりますが、端的に申し上げまして、この市民会議は、令和9年9月以降の、市の推進計画について検討する機能を持っているのかについてお答えください。

第二に、平日の取扱いについてでございます。

市の推進計画第三章のスケジュール表には、平日の欄に、令和7年度から8年度にかけて拠点校型、いわゆるエリア型のモデル拡充と周知、そして令和9年度に拠点校型の開始と明記されております。つまり本市の計画は、平日について、令和9年度に着手すると定めていたこととなります。とすると、来年度の令和9年9月以降の実施に向けて、早急に方針を策定する必要があると思いますが、そ

もそも推進計画に記載された令和9年度の拠点校型の開始というのは、現在も方針として生きているのでしょうか。仮に取り下げたのであれば、どのような手続を経て変更したのか、お答えください。

第三に、平日展開の要件についてです。

教育長は本年2月の本会議において、休日の問題がうまく回転しだしたら、またそのときは平日について、という二段階でお答えになりました。二段階で進むとおっしゃる以上、第二段階に進む条件を市が示す責任があると考えます。

平日を地域に展開するために整理すべき要件を、令和9年9月の休日完全移行を迎える前に整理し、市の考え方としてお示しになる考えはございますでしょうか。

■太田 清治 教育長

北九州市では、令和7年5月に「北九州市部活動地域展開推進計画」を策定し、令和7年9月から令和9年9月にかけて、休日の部活動を地域クラブが担う、部活動の地域展開を段階的に進めております。

これにより、平日に活動する部活動と、休日に活動する地域クラブが連携し、生徒に多様な活動機会を提供することとしております。このため、休日の地域展開を進める一方、平日の部活動についても、活動が継続できる環境をしっかりと確保する必要があります。

少子化に伴う生徒数の減少や顧問の確保等の状況により、平日の部活動についても、単独の学校では活動が厳しくなるケースがあります。その対応策の一つが、学校間で連携し、複数の学校の生徒と一緒に活動する方法であり、推進計画では、従来の「連携部活動」「合同部活動」に加え、「拠点校型部活動」を新たな選択肢として位置付けております。

「拠点校型部活動」は、近隣の中学校数校を1つの「エリア」として、例えば、A中学校は野球、B中学校はサッカーというように種目ごとに拠点を決め、エリア内全ての中学校生徒が、参加できる仕組みでございます。

推進計画では、本年度にかけて、各中学校の状況や、ニーズの把握や、モデル実施などを通じて課題を整理し、令和9年度には、希望する学校が拠点校型部活動を実施できるようにすることを想定しております。

これに基づき、教育委員会では、様々な機会各学校と話し合いを行ってまいりましたが、現時点では、従来の連携部活動と合同部活動で対応できるとの意見が多い状況でございます。

また、拠点校型には、各学校がそれぞれの部活動において、顧問を確保する必要がない一方、拠点校の顧問は複数の学校の多様な生徒を指導するため、より高い指導力が求められるという課題も確認されております。

このような状況ではありますが、引き続き、令和9年9月の休日の地域展開の本格実施に向け、教育委員会と各学校で話し合いを重ね、その中で、特に、単独では平日の部活動の継続に懸念がある学校については、状況を丁寧に把握しな

がら伴走し、拠点校型も含めた学校間の連携など、学校が適切な対応を行えるよう、環境を整えてまいりたいと考えております。

次に、北九州市では、現在でも、一部の地域クラブが平日に活動を行っております。

このような活動が広がり、平日の地域展開が進めば、平日・休日を通して地域クラブが生徒に多様な活動機会を提供することとなります。

これは、「学校頼みの活動からまちぐるみで支える活動へ」という変革の取り組みが、より一層進化するものであり、将来的に目指すべき方向性であると考えております。

一方、平日の地域展開には、担い手となる地域クラブや指導者の十分な確保が不可欠でございます。

現在は、まず令和9年9月に向け、休日を中心とした地域クラブ活動を十分に広げるため、様々な形で情報発信や働きかけを行うとともに、意欲のある方々が地域クラブを円滑に立上げ、活動を継続できるよう、支援の仕組みを整えることに注力している段階にあります。

また、国においても、平日の地域展開に関する具体的な方針は、未定となっております。

こうしたことから、平日の地域展開については、まずは国の動向を見据えつつ、また、まちぐるみで生徒の活動を支える輪の広がりなど、様々な状況を総合的に勘案しながら、適切な時期に市としての考え方を示すべきであると考えており、あらかじめ、令和9年9月までに考え方を示すということは想定しております。

また、その際には、当事者や有識者の意見を適切に伺うことも重要と考えております。具体的にどのような場で議論するかについては、今後の休日の地域展開の実施状況も勘案しながら適切に考えてまいりたいと考えております。

なお、現在の市民会議は、休日の地域クラブ活動を円滑に進めるため、様々な当事者が課題を共有し、意見交換を行う場として位置付けているものであり、いずれにせよ、平日の地域展開については、国の今後の平日の地域クラブ活動の議論等の進捗に応じ適切に判断してまいりたいと考えております。

まずは休日の地域展開が本格実施となる令和9年9月に向け、生徒の活動機会の確保に万全を期してまいります。

■菊地 公平議員

1つ目の質問に対する、市民会議はその先の推進計画を決める機能を持っていないということだったと思います。それは理解いたしました。

2つ目の拠点校型、検討はしているということですが、連携部活動で対応できるとおっしゃってございました。これに関してはですね、全く認識が違いまして、おそらく連携部活動だともたないです。全く指導者が足りないし、連携部活動と合同部活動と拠点校の違いっていうのは、連携部活動だと、それぞれの指導者が1か所に集まらないと活動させてもらえないわけですよ。ただ、拠点校になれば、

ちゃんとした指導者が1人いればできるようになるんです。ただでさえ指導者不足と言われている中で、合同部活動、連携部活動をいくら拡大しても、正直この先もたないというのが私の認識でございます。

そういったところで、拠点校型っていうのは、しっかりと推進計画の中にも入っておりますので、これはしっかり進めていただきたいというふうに思っております。

あと、方針を出す考えはあるかということで、今のところないというお答えでございました。これに関してもですね、令和9年9月、来年その時が来て移行してから新しい最終的な着地がどうなるかを考えるじゃ正直遅いというふうに思っております。国の方針が未定だからという理由ですけども、おそらくこれ国の方針出ないと思っています。国は各自治体に対してこうなさいという立場にないという前提ですので、これは各自治体で考えろというのが国の立場だと思いますので、国の方針はおそらく出ません。その中で北九州市はどうするかというのを考えていかないといけないという状況になると。この辺の認識に関しては改めていただければというふうに思っております。

いずれにしても、ちょっと最終的な形が決まらない限り、部活動の地域展開、終わりません。

結局今の状況だとですね、平日は学校の先生がずっと見続けなきゃいけない。地域クラブも土日だけすると。私の議場配布資料の3ページを見ていただきたいんですけど、右側に今の161クラブありますけど、それぞれの会費、今161のうち100クラブが1,000円以下なんですよ。なんで1,000円以下の会費しか取れないかというと、土日だけしか活動してないから、それ以上お金取れないです。1週間活動するんであれば、月3,000円ってちゃんとやろうということもできるんですけども、今そうになってないっていうのは土日しかできないからなんです。

ですので、平日、土日合わせての活動ができる体制、これが北九州においてどういう形になるかというところをしっかりと考えて打ち出さない限り、この地域展開終わりませんので、それを加速させる方向で方針をしっかりと作っていただきたい。それも令和9年9月になってから考えるだと遅いので、その前にしっかりと考えて出していただきたいということを改めて要望として申し上げます。

令和8年9月 本会議 議事録

【年 月 日】令和8年9月15日 【答弁番号】38-3

【質疑件名】「北九州スタンダードタイプ標準服の導入効果と今後の在り方について」

【質 疑 者】森 結実子 議員（市民とともに北九州党）

【作 成 課】教育委員会 生徒指導課

■森 結実子 議員

次に北九州スタンダードタイプ標準服について伺います。

制服には、単に暑さ・寒さを防ぐことや身だしなみを整えるだけでなく、教育的・社会的に大きな意義があると認識しております。家庭の経済的負担を軽減し、誰もが安心して学校生活に集中できる環境を整えるとともに、時と場合に応じたマナーや規範意識を学ぶ機会ともなっております。

本市では、こうした制服本来の役割を大切にしながら、選択肢の拡大や多様性の推進、機能性の向上を目的として、2020年度から「北九州スタンダードタイプ標準服」を導入されました。さらに来年度からは、猛暑による暑さ対策等の観点からハーフパンツが追加導入される予定とお聞きしております。

しかしながら、導入から6年が経過した現在においても、スタンダードタイプ標準服を選択している生徒は約33%にとどまっており、多くの生徒が各学校オリジナルタイプの標準服を着用し続けているのが現状です。選択肢が増えること自体は望ましい反面、7割近い生徒が選んでいないという事実は、生徒自身が「着たい」と思えるデザインや魅力を十分に感じられていない可能性を示唆しているのではないのでしょうか。生徒の主体的な着用が伴わなければ、選択肢としての実効性や機能性、性の多様性の尊重といった趣旨が十分に活かされません。そこで伺います。

導入から6年を迎え、また新たなアイテムが加わる今こそ、現場の当事者である生徒や保護者の生の声を取り入れる好機と考えます。追加されるハーフパンツを含め、スタンダードタイプ標準服や各校のオリジナルタイプに対するデザイン・着用感・運用についての意見聴取や意識調査を速やかに実施すべきではないのでしょうか、見解を伺います。

■太田 清治 教育長

最後に私からは、大項目3つ目、北九州スタンダードタイプ標準服の導入効果と今後の在り方について、北九州スタンダードタイプ標準服や各校のオリジナルタイプについての意見聴取や意識調査を実施すべきではないかというご質問にお答えします。北九州スタンダードタイプ標準服は、多様性を尊重する社会の変化なども見られる中、平成30年に実施したアンケートにおいて、「標準服が選べるようになることはよい」とした生徒・保護者がともに60%を超えてい

たことも踏まえ、各学校の標準服を基本としながら、生徒が自分に合った標準服を選べる新たな選択肢として、令和2年度に導入しました。これにより、性別にかかわらず、スカートとスラックスを選択できるようになるとともに、学校を越えたりユースが行いやすくなったところでもあります。

さらに、近年の厳しい暑さが続く中、生徒から、汗で濡れたり、蒸れたりすることへの不快感を訴える声が聞かれるとともに、暑さをしのぐためにズボンの裾をまくって過ごす姿が見られるなど、保護者や教職員から暑さ対策を求める声もございます。このようなことから、中学校の校長会が中心となってモデル事業を行い、令和9年度から、北九州スタンダードタイプ標準服の一つとしてハーフパンツを加えることといたしました。北九州スタンダードタイプ標準服の着用率は、学校によって差があり、令和8年度では、最も高いところで98%、最も低いところでは7%で、市全体では32%でございます。

生徒や保護者からは、「機能面やデザインの良さで北九州スタンダードタイプ標準服を選んだ」「詰襟やセーラー服に憧れていたため学校独自の標準服を選んだ」など、様々なご意見があり、生徒がそれぞれの考えに応じて、標準服を選んでいるものと受け止めております。

このように、北九州スタンダードタイプ標準服は、導入時に想定した生徒が自分に合った標準服を選択できるという役割を果たしているものと考えます。今後も、生徒、保護者、教職員の意見をしっかりと聞き、中学校の校長会と連携して丁寧に対応していくこととしており、各学校が定める標準服も含めた、全市的な調査を行うことは、現時点では、考えておりません。

今後も、それぞれの標準服がもつ良さと、生徒一人ひとりの選択を大切にしながら、自分に合った標準服を自ら選択し、納得感や愛着をもって、生徒が学校生活を送ることができるよう努めてまいりたいと考えております。

■森 結実子 議員

要望いたします。まず、スタンダードタイプ標準服についてです。これはあくまでも、私の感覚なのですが、私は制服が2種類あることに、実は違和感を感じております。もちろん違和感を感じない方もいらっしゃると思いますが、制服が2種類共存していることは、大変特殊な状態であると考えられます。制服は何のためにあるのか、生徒や保護者は何を求めているのか、また販売店やメーカーは多くの在庫を抱えて、商売が成り立たなくなるのではないかと、アイテムが増えてロットが少ない製品を作り続けることにより、値段が高騰しないか、など多面的な議論を重ねる必要があると考えております。それを踏まえて生徒に愛され誇りに思える制服ができないだろうかと考えておりました。

また、もし1種類に統一をすることができれば制服から制服への画期的なりサイクルも可能になります。北九州の制服のリサイクルは、制服から車の内装材などへのリサイクルですが、春日市ではこの4月から制服から制服への全国初のリサイクルの実施をしております。よりリサイクルなどの環境への配慮が身

近なものになると考えております。改めて意見聴取や意識調査など要望いたします。

令和8年9月 本会議 議事録

【年 月 日】令和8年9月15日 【答弁番号】40-7

【質疑件名】未来学校新設に向けた候補校の選定方法について

【質 問 者】吉田 幸正 議員（自民党・無所属の会）

【作 成 課】教育委員会 企画調整課

■吉田 幸正 議員

未来学校新設に向けた候補校の選定方法について。現在、本市では、「北九州市みらい学校デザイン」として、新たな小中一貫校の整備に向けた検討が行われています。計画を拝見しますと、学校の中心に図書館を配置したり、壁を少なくしたりした柔軟な学習空間を設けたりするほか、小学校段階から音楽や体育など、専門性の高い教員による専科指導、小学校、中学校と緊密な連携など、まさに「未来の学校」と呼ぶにふさわしい様々な構想が示されています。

私も他都市の小中一貫校の視察をさせていただきました。当然、課題もありますが、少子化が進む時代だからこそ、子どもたちによりよい、質の高い教育環境を提供する新しい学校づくりに大いに期待をしています。

一方で、私が懸念しているのは、その候補地の選定方法です。教育委員会が市内10のエリア程度を候補を選定した後、地域の理解や意向などを確認し、その結果を踏まえて第三者検討会で1～2エリアを選定すると伺っています。もちろん、学校は地域にとって大切な存在です。候補となる地域について、学校関係者・保護者、地域の皆さんの声を丁寧に聞くことは必要ですし、将来人口や児童数、通学環境などについて専門的な調査を十分に行うことも不可欠であります。

しかし、小中一貫校の整備は、既存の学校の統合や学校名の変更、通学距離の変化など、地域にとって非常に大きな決断を伴います。新しい学校へ期待がある一方、これまで近かった学校が遠くなる家庭もあります。長年親しんだ学校がなくなることへの思いや、通学路の見守りを通じて学校を支えてきた地域の方々の思いもあるとお聞きをしました。

候補地域すべてで、こうした様々な思いを抱える方々が、時間をかけて議論を重ねたとしても、実際に選定されるのは1～2エリアであります。選ばれなかった地域は、「あれだけ議論したのに何だったのか」という思いが残り、場合によっては地域に不要な対立やしこりを生むことになるかも知れません。

さらに、開校が6年程度先となれば、実際に新しい学校へ通う中心となるのは、現在の小中学生ではなく、これから就学する子どもたちであります。現在の地域住民による賛否だけで、将来の子どもたちの教育環境を決めることの難しさもあると考えます。

少子化の時代にあって、未来を担う子どもたちにより良い教育環境を残すための小中一貫校です。地域の理解を大切にしながらも、将来の子どもたちにとって何が最も最善なのかという視点を第一に、十分な審査・検討時間を確保した上で、教育

委員会が責任を持って整備するモデル校を選定すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

■太田 清治 教育長

私からは、大項目7つ目、未来学校新設に向けた候補校の選定方法について、地域に選定の責任を委ねず、教育委員会が責任を持ってモデル校を選定すべきと考えたいというご質問にお答えいたします。

みらい学校デザインは、「正解のない時代」を生きるこどもたちが、自ら考え、多様な他者と協働しながら未来を切り拓いていく、そうした力を育む、未来の学校の姿を形にする構想でございます。

具体的には、中学校区内の小・中学校を一体化し、小中一貫校として整備することで、9年間を通した切れ目のない、かつ、時代の要請に応じた「新しい学び」を可能といたします。

また、学校と地域がつながる、コミュニティハブとしての機能も持たせることとしております。

この構想の全市的な展開も見据え、全62中学校区から1～2校区をモデルエリアとして選定し、小中一貫校の整備に着手したいと考えております。

モデルエリアについては、小中一貫校化により、高い教育効果が期待できるか、地域全体でこどもを見守り支え、育てる環境づくりを進められるか、という2つの視点を重視して選定したいと考えています。

第1の視点については、将来の児童生徒数や学校施設の状況などの客観的な指標に基づき、専門的な知見を持つ第三者検討会の意見も踏まえ、全7区で10程度のエリアを候補として選定することを想定しております。

その上で、第2の視点をより詳細に検討するため、地域全体でこどもの学びと育ちを支える学校をどうつくり、生かしていくか、候補エリアの地域と丁寧に話し合う予定でございます。

これは、地域に選定の責任を負わせるものではなく、安全な通学の仕組みや、学校と地域の連携による体験機会の充実など、地域全体でこどもを育むための具体的な意見やアイデアをいただくものでございます。

その上で、第三者検討会の意見も伺い、最終的に教育委員会が責任を持ってモデルエリアを決定したいと考えております。

なお、最終的に今回選定されなかったエリアをはじめ、他のエリアについても、モデルエリアで得られた知見やノウハウを活用し、今後のみらい学校デザインの更なる展開につなげていきたいと考えております。

あわせて、地域での対話でいただいた意見やアイデアは、地域と学校のつながりをさらに深める取組などにも生かし、北九州市の教育環境の一層の向上につなげていきたいと考えております。

今回のモデルエリアの選定を通じ、地域と学校が互いの理解を深め、こどもたちも地域もさらに元気になる契機となるよう、未来に向かって着実に進めてまいります。

答弁は以上でございます。

■吉田 幸正 議員

未来学校、随分ご丁寧に議論もしていただいたと聞いていますので、僕は最初からしっかりお話し合いをした上で決めるべきじゃないかなと思いましたけれども、やっぱり教育委員会のそういう立場であるから、我々としては理解をしますが、僕は、たくさんの方が、「いや、俺は反対だ」とか、「俺が通った小学校は絶対なくさん」とか、「いや、こんなすてきな小学校ができるんやったら、お父さん、いいやない」みたいな話が10か所であって、「分かった。そんな未来のために俺はもう了解しよう」みたいな方が10か所いて、選ばれなかった8か所のことが、僕はものすごく気になっているんですね。そのお尋ねなんですけど、小中一貫校、僕も実は先日、視察に行かせていただいて、やっぱり美術の先生が教えた美術の絵というのは、小学生にしても、こんなに皆さん上手だなというぐらい上手でした。さまざまなメリットがあったと思っています。そのメリットを、ほかの学校よりも早く、残りの8校区に供給することをお約束できますか。

■太田 清治 教育長

ある意味、私どもが選んだということになる10校でございますので、そういった意味では、地域のご理解をいただいた、それから成熟度もあると。そしてさらに学校の教育活動も進んでいるというようなところになるかと思っていますので、今おっしゃっていただいた専科指導であるとか、小学校における、あるいは美術の先生が小学校で教えるとか、いろんなことを工夫してですね、そういったことも考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

■吉田 幸正 議員

僕らは今こうやってお聞きしましたので、10エリア、間もなく発表になるんだろうと思いますから、選ばれただけで子どもたちにとっては、必ず、ほかのまち、ほかの学校に先んじて小中一貫校のメリットを享受できますよということを、僕は現地でお伝えしようと思いますので、ぜひいい成果をよろしく願いたいと思います。

令和8年9月 決算特別委員会（市長質疑） 議事録

【年 月 日】 令和8年9月28日

【答弁番号】 1－2

【件 名】 令和7年度決算における教育委員会の不用額について

【質 問 者】 西田 一 委員（自民党・無所属の会）

【作 成 課】 教育委員会 総務課

■西田 一 委員

金額申し上げるので千円未満切り捨てます。

令和7年度決算において教育委員会の予算現額は883億3359万3千円、決算額は765億8,381万8千円、不用額が43億2483万2千円で、失効率は86.7%となっています。

一方で、同様に子育てに関する施策を所管する子ども家庭局の予算現額は886億9,549万円、決算額は861億9,018万3千円。

不用額が20億8786万9千円で、こちらは執行率が97.2%となっています。数字だけ見ると、教育委員会と子ども家庭局の予算減額は、奇しくもほぼ同額ですが、不用額に関しては教育委員会が2倍以上となっています。一概に不用額について金額の大小を評価することについては慎重であるべきと考えます。

ただ、多くの市立学校の現場から、老朽化した施設の補修や備品の買い換え等の要望が上がっていると思います。決して充分に対応できてないと思われそうですが、不用額の約43億円の一部でも現場に回すことができれば、子どもたちの教育環境は相当改善できると考えます。

そこで、この不用額についてのご見解を伺います。以上です。

■太田 清治 教育長

次に、私からは、西田委員の令和7年度決算における教育委員会の不用額について、不用額の約43億円の一部でも現場に回すことができれば、子どもたちの教育環境は相当改善できると考えるが、この不用額について見解を伺う、を御答えをいたします。

教育委員会では、子どもまんなかで質の高い教育環境の充実に向け、施策の必要性、優先度に応じた予算の計上と適正な執行に努めております。令和7年度決算において、教育費の予算現額883億3,359万円に対する不良額は、43億2,483万円となっております。

なお、予算の実質的な執行状況を把握するためには、翌年度に執行する繰越額を除いて考えることが適当であり、翌年度繰越額を除いた執行率は94.7%となっております。

不用額の主なものとしては、教職員等5,867人分の人件費である教育職員費において、不用額は15億558万円となっております。主な理由は、退職者の人数が見込みよりも少なかったことなどによるもので、教育委員会以外の一般会計の職員費と同程度の執行となっております。

また、教育職員費を除く行政経費の不用額は、8億5,893万円で、過去5年間で見ると不用額は減少傾向にあります。

次に、投資的経費の不用額は19億6,031万円となっております。

投資的経費は、児童・生徒の安全・安心や学習環境に直結する学校施設・設備の工事を実施するための経費でございます。人件費の上昇や資材価格の高騰などの経済・社会情勢の変化はもとより、工事の実施方法・日程など、経費に影響を及ぼす様々な要素を精査し、確実に工事を実施するために必要な予算を計上したものでございます。その後、実際の発注にあたっては、入札による競争性が働いたことなどから、結果として予算額と落札額との間に差が生じております。

今後とも、各事務事業の目的を踏まえ、必要な規模や手法、スケジュール等を精査した上で、適切な予算の見積もりに努め、未来を担う児童生徒にとって、より安全・安心で快適な学習環境を形成してまいりたいと考えております。答弁は以上でございます。

■西田 一 委員

ご答弁ありがとうございます。ご答弁を伺って、これ実はこれまでの質疑応答でも、僕同じことを申し上げて、今のご答弁、正直、私の質問の意図をご理解いただけてないと思うんですが、端的に、これだけ不用額はあるけど、現場ですね、学校現場に回すお金はないんだよという答弁なんですかね。

■太田 清治 教育長

それぞれ予算を立てましたときに、例えば、先ほど申しました投資的経費というような枠組みがございますので、そういったところで積算をしていって、全体の予算を組み立てていておりますので、先ほど申し上げたような形の答弁を差し上げたわけですが、決算特別委員会の中でもご意見いただきまして、確かに、もう少ししっかりと精査するべきではなかったかということがございましたので、私どもがやっぱり細かに見ていった時には、委員、ご指摘がございました通り、やはりもっとしっかりと事前の精査をするべきではないかということを、あの後、私どもの方で共有はしております。以上です。

■西田 一 委員

例えば先ほどの説明の中の行政経費であったり、あるいは投資的経費、今、局長お答えいただきましたけど、その結果として物価高騰とかも考慮して予算立てたけど不用額が生じたということなんですが、じゃあ例えば、各学校もどこも大半が学校老朽化してて、部分的な施設の補修なんて、おそらくほとんどの学

校から要望が上がってきていると思うんですね。その中で、じゃあ老朽化した部分補修、これ投資的経費ではないんですか。これ何経費なんですか。

■星之内 正毅 教育次長

投資的経費でございます。

■西田 一 委員

ですよね。なので、きちんと学校から両方上がってきてるんだけど、それに対して十分に予算措置に対応できてないわけですよね。一方で投資的経費が19億少なくとも不用額として生じてるんであれば、例えば、そこはもうちょっと精査していただいて、大きい投資的経費は、場合によっては補正組んでもいいわけじゃないですか。なので、当初予算でそういった各学校から上がってくる個別の部分補修、あるいは備品の買い替えについては、きちっと対応しないと、相当の学校がずっと要望したままでなかなか対応できてないんじゃないかと、それ、現状ご理解いただいていますか。

■太田 清治 教育長

実際には、ご要望は、やはりいただいておりますけれども、全体として、だいたい半分50%弱ぐらいで対応させていただいています。ただ、緊急に要望が、例えばエアコンが壊れたとか、もう本当すぐにやらないといけないものに対して、だいたい年間300件ほど上がってくるんですが、そういったものに対しては、きちっと対応させていただいております。

ただ、一点申し上げますと、実は大規模改修は、ある学校、A校、B校、C校とありまして、A校に使うお金を、執行残が出たからといって、実はB項に使えないような仕組みになっておりまして、そういったこともあって、どうしても投資的経費が膨らんでしまう、残が膨らんでしまうということもございますので、そういったこともご理解いただければありがたいかなと思います。

■西田 一 委員

なので、それを理解してるんだから、それは理解してますので、そのA校B校に使えないというのは理解をしておりますので、当初予算においてですね、そこはもうちょっと厳密に精査して、それをほかの部分補修が相当上がってきていると思いますので、そういったところに回す努力をしてくださいとお願いしています。

■太田 清治 教育長

はい。そういった点につきましては、しっかりと私ども考えてやらせていただきたいと思います。以上です。

令和8年9月 決算特別委員会（市長質疑） 議事録

【年 月 日】 令和8年9月28日

【答弁番号】 2-1

【件 名】 ひまわり教室の今後の在り方について

令和7年度の実施による成果や課題を踏まえ、今後、ひまわり教室をどのように充実させていくのか。

【質 問 者】 立山 幸子 委員（公明党）

【作 成 課】 教育委員会事業調整課

■立山 幸子 委員

私からは、ひまわり教室の今後のあり方についてお伺いいたします。本市では、児童生徒の学習習慣や基礎学力の定着を図るため、放課後等を活用したひまわり教室を、令和7年度では小学校74校、中学校47校で実施しています。学習支援員が子どもたちの自主学習を支えており、地域全体で子どもを育てるという意味でも、大変意義のある取り組みであると考えます。

塾に通うことができる子どもや、家庭で勉強を見てもらえる子どもがいる一方、経済的な事情や保護者の就労状況など、様々な家庭の事情から、学校以外で十分な学習機会を得ることが難しい子どももいます。担当課に確認したところ、ひまわり教室は学校が家庭に周知するとともに、学習面などで気になる子どもには個別に参加を進めているとのことでした。こうしたことから、家庭環境に左右されない子どもの学習機会の確保という視点において、ひまわり教室は重要な役割を担っていると考えます。そこで、令和7年度の実施による成果や課題を踏まえ、家庭環境に左右されない子どもの学習機会を確保するため、今後、ひまわり教室をどのように充実させていくのか見解を伺います。

■太田 清治 教育長

私からはまず立山委員のひまわり教室の今後のあり方について、令和7年度の実施による成果や課題を踏まえ、今後、ひまわり教室をどのように充実させていくのかというご質問にお答えいたします。教育委員会では、児童生徒の学習習慣と基礎学力の定着を図るため、平成26年度から「子どもひまわり学習塾」を開始し、地域の方々の協力を得ながら、放課後等の学習支援に取り組んでまいりました。令和6年度から「ひまわり教室」に名称を改め、令和7年度は小学校74校、中学校47校で約2,200人が参加をしております。

希望者に加え、学習面等で気になる児童生徒にも参加を進め、学習の機会を提供してまいりました。一方、一人ひとりの特性や学習進度等に応じた支援の必要性が高まる中で、学習支援員の役割が複雑化しており、担い手の安定的な確保が課題となっております。こうした中、ひまわり教室を実施していない全ての学校でも、授業時間以外にドリルやプリントを用いた学習時間を設けたり、大学生の

スクールヘルパーを活用したりするなど、それぞれの実情に応じた創意工夫をしながら、年間を通じて計画的に補充的な学習に取り組んでおります。加えて、授業で学んだ内容の一層の定着を図り、一人ひとりの学びを支えるため、令和8年7月から全ての市立小・中・特別支援学校にAI型学習アプリを導入いたしました。

このアプリを授業以外に活用することで、児童生徒一人ひとりの理解度や習熟度に応じた学習が可能となり、自ら学習を進められるようになることが期待できます。今後も、ひまわり教室をはじめとした各学校の補充的な学習において、AI型学習アプリを最大限に活用するなど、工夫改善を図ることで、誰一人取り残さない学びを進め、児童生徒の学習習慣と基礎学力の定着を一層進めてまいりたいと考えております。

■立山 幸子 委員

AI学習アプリの導入によって、一人ひとりの理解度に応じて学習できる環境が整ったことは、家庭環境に左右されない学習機会の確保という意味でも大きな前進であると考えます。だからこそ、ひまわり教室では、人だからできる支援をさらに大切にしていきたいと考えます。神戸市では、地域団体による学習支援に加え、進路に関する情報提供や企業による出前授業など、子どもたちが様々な大人と関わり、自分の将来を考える機会を作っています。本市にも地域の学習支援員として子どもたちを支える土台があり、さらに北九州市は大企業から中小企業まで様々な企業があります。こうした地域の人材や企業の力を生かして、子どもたちが様々な仕事や生き方に触れる機会を作ることでもできると考えます。現在はほとんどの子どもが高校へ進学する時代であります。高校に進学できたかだけではなく、自分は将来何をしたいのか、そのためにどのような進路を選ぶのかを考え、相談できる大人との関わりが大切であると考えます。今後はひまわり教室を学習支援だけで終わらせず、進路相談や地域の大人、企業との交流なども取り入れ、子どもが安心して過ごし、自分の将来を考えることのできる学びと居場所へと充実させていただきたいと考えますが、市長の見解を伺います。

■太田 清治 教育長

ありがとうございます。非常にいいご提案をいただきました。私ども、やっぱりどうしても学力、学習習慣と先ほど言いましたけれども、そういったことばかり考えておりましたが、その前にやはりどうしても人間関係であるとか、生き方であるとかですね、そういった事柄をしっかりと子どもたちと共有していく場の一つとして、ひまわり教室を考えていくということも今後考えていく必要があるということをお話いただきましたので、またそういったことについてもしっかりと検討してまいりたいと思います。

■立山 幸子 委員

ありがとうございます。ひまわり教室が学習を支えるだけでなく、子どもたちが様々な大人と出会い、自分の可能性や将来に気づくきっかけとなるような、また北九州市の未来を担う人材の育成につながる取り組みとなるよう、ぜひお願いいたします。私からは以上です。

令和8年9月 決算特別委員会（市長質疑） 議事録

【年 月 日】 令和8年9月28日 【答弁番号】 2-3-1, 2, 3

【質疑件名】 学校給食費無償化に係るプロジェクト会議について

【質 疑 者】 岡本 義之 委員（公明党）

【作 成 課】 教育委員会学校保健課

■岡本 義之 委員

学校給食費無償化に係るプロジェクト会議について、お伺いします。

武内市長は、令和7年2月28日の定例会において、市立学校の給食無償化について、令和8年度中の実施を目指す方針を明らかにされました。本市はこれまで、財源確保が課題として給食無償化には否定的でありましたが、報道陣の取材に応じた武内市長は、「子育ての負担を和らげてほしいという市民の声が大きく、総合的に判断した。対象範囲や財源確保の方策など検討を深めていきたい。」と語り、同年4月30日には、教育委員会をはじめとした全庁横断的なプロジェクトチームを設置し、国の制度設計を注視しつつ、財源負担等のあり方、既存の給付制度との整合性、対象範囲や実施時期などの論点について、これまで計3回にわたり総合的な検討を進めてこられました。

さらに市長は、令和7年6月定例会において、「給食の無償化については、重要な政策課題であり、しっかりとこれは検討していかなければいけないものである。先の2月議会でも、そのような方針、方向性を示させていただいて、行政の責任としてしっかりと財源を確保していく。そして、また、どう行っていくか、ここをしっかりと一歩ずつ着実に実行可能な形というものを作っていくのが行政の責任である。また、それは皆さんのお知恵もいただきながら、様々な具体的な制度設計などを進めてまいりたい。」と答弁されています。そこで、3点お尋ねします。

1点目に、全庁横断的なプロジェクトチームということで、市長のリーダーシップのもと、全市を挙げて、給食の無償化のための市独自財源の確保についての検討がなされるものと、私は大いに期待していましたが、構成メンバーを見る限り、どうもそこまでは踏み込まれなかったと感じていますが、市長の見解を伺います。

2点目に、市長は具体的な制度設計の検討にあたり、市独自財源による無償化を決断した福岡市の高島市長や県、市町村による財源負担には否定的な福岡県の服部知事との無償化に関する意見交換を行ったのか。また、議会からの様々な意見をどのように反映させようとしたのか、市長の見解を伺います。

3点目に、令和8年度はまだ6カ月あります。全局長級を加えた新たなプロジェクトチームを立ち上げ、市独自財源確保に英知を結集し、知恵を出し合う取組を実施すべきと考えるが、市長の見解を伺います。

■太田 清治 教育長

続きまして、岡本委員より学校給食費無償化に係るプロジェクト会議について、3点のご質問をいただいておりますので、私からまとめてお答えさせていただきます。

いわゆる給食無償化について、令和7年2月に国が示した、「まずは小学校を念頭に令和8年度に実現する」という方針を踏まえ、北九州市では、国の制度設計を注視しながら、財源負担のあり方や既存の給付制度との整合性、対象範囲、実施時期など、様々な課題を整理した上で、令和8年度中の実現を目指して取り組むことといたしました。このため、令和7年4月に、制度のあり方全般について議論を行うことを目的に、関係部局横断的にプロジェクト会議を設置いたしました。この中で、他都市の無償化事例の共有や、給食の質を確保しつつ、物価高が続く中での制度の持続性、必要額の試算などについて検討を行ったところでございます。

また、プロジェクト会議での議論と並行して、国の制度設計の動向を的確に把握するため、福岡市を含む政令市と情報交換を重ねるとともに、指定都市教育委員会協議会を通じて、国に対し、保護者負担軽減の制度の創設を要望してまいりました。国の制度概要が示された後は、福岡県とも緊密に連携し、詳細な情報の収集に努めてきたところでございます。

さらに、市議会からは、早期の無償化を求める意見に加え、給食の質を確保することや、一度始めた制度を将来にわたって継続できる仕組みとすることが重要とのご意見もいただきました。

こうしたプロジェクト会議での議論や国の動向、市議会の意見を踏まえて制度設計を行い、財源の確保については、予算編成の過程において市全体で調整を図ったものでございます。

その結果、令和8年度から、小学校については、国の「学校給食費の負担軽減事業」を活用し、国の交付金の基準額を超える部分は、保護者に負担を求めるのではなく、市が負担することで、いわゆる給食無償化を実現いたしました。

一方、中学校については、国における制度設計の議論が未だ途上にあることに加え、給食の質を確保しつつ、将来にわたり持続可能な制度とするためには、安定的に多額の財源を確保することが必要であることから、直ちに完全無償化に踏み切ることは難しいと判断しました。

他方で、物価高が続く状況を踏まえ、全学年の食材費の高騰分を市が負担するとともに、進学準備等により保護者の負担がさらに増える中学3年生を対象として、令和9年1月から3月分の給食費を免除するための補正予算案を今議会に提出させていただいているところでございます。

引き続き、中学校の給食無償化に向けて、国の制度設計が着実に進むよう、他の政令市と共に連携して情報収集や要望を行ってまいります。「市独自財源確保に向けて、全局長級のプロジェクト会議を設置しては」というご提案をいただきましたが、中学校の給食無償化については、給食の質が確保され、将来にわたっ

て責任を持って、持続可能な形で実施していくためのあり方について、様々な論点を関係局含め、市全体でしっかりと議論してまいりたいと考えております。

■岡本 義之 委員

全庁横断的なプロジェクトチームということで、武内市長にお尋ねしましたが、お答えいただけなくて非常に残念であります。

今から17年前になると思いますが、北九州市が中学校の完全給食化する時の議論というのは、当時私も議員でしたから、財源がないって言っても市民の皆さんはぜひとも、それだけ周りの市町村もどんどんやっていました。政令市でも半分以上近くがやっていた中で、あの時は1年前くらいから全校アンケート調査をやったり、有識者による会議をやったりとかですね、今回に比べると圧倒的に色んな体制を整えながら、議論を進めていったと記憶しております。

最終的には、親子方式と調理業務の委託化ということでインシャルコストもランニングコストも圧縮できて、そして踏み込むことができたという本当に英知を結集したのがあの時じゃなかったかなという風に思います。そういう中で今回、教育委員会だけではなかなか財源を見つけ出すのは大変だと思います。

例えば、あれから17年経ちますけど、北九州の場合は、小学校はまだ自校方式でやっています。中学校は親子方式でやっていますけど、対象となる生徒自体が減っているの、本当にそのまま小学校自校方式だけでいいのかとか、共同方式も考えられていいんじゃないか、そういったことで、一方では経費を削減していく、給食の質を下げない中でも、そういったやっていくことを含めて、財源は全庁的にですね、今回のメンバーは課長でしたから、局長以上が入っていただいて、英知を結集してほしいということで今回お願いをさせていただきましたので、教育長か市長、何か思いがあれば一言いただければありがたいです。

■武内 和久 市長

本当に子どもたちにとって、給食というのは特別なものではなくて、毎日友達と一緒に食べるということは、当たり前の学校生活の一部であります。

その「当たり前」を守っていく。これは、大切な行政の仕事であるという風に思っています。そうした中で、子どもたちに「うちの家は給食費が大変だから」というような思いを持たせない。このようなことを実現していくということも大切な私たちの役割であるというところは、全く同じでございます。

やはり、明日の給食を友達と食べるのを楽しみにしていく。そういうような北九州市でありたいと思っております。

したがって、私共、子どもたちへの支援と言いますか、子どもたちへのそうした私たちの思いを、財政的な状況だけを理由にして、諦めたり、立ち止まったりしてはならないという基本認識は持っております。

だからこそ、どうすれば持続可能な形で実現ができるのか、そして、そのために知恵を絞り、必要な財源を確保するためにそれを探し、また、国や県とも様々

コミュニケーションしながら、真正面から取り組んでいきたいと、そういう思いを持っております。

■岡本 義之 委員

厚生労働省の調査では、令和7年度の18歳以下の子どもたちがいる家庭の生活はさらに厳しくなつたと、この前、紹介もさせていただきましたけれども、ぜひとも市民の皆さんが言う、議員も発言する、行政も動くことによって、さらに国に圧力をかけていくことに繋がるんじゃないかなと思います。

ぜひとも、財源については、どっかのタイミングですね、検討する機会を設けていただきたいことを要望して終わりたいと思います。ありがとうございました。

令和8年9月 決算特別委員会（市長質疑） 議事録

【年 月 日】 令和8年9月28日 【答弁番号】 3-1

【質疑件名】 部活動地域展開における地域学校協働活動事業との連携について

【質 疑 者】 山田 大輔 委員（市民とともに北九州）

【作 成 課】 教育委員会企画調整課

■山田 大輔 委員

令和7年5月に計画を策定し、検討を進めている部活動地域展開では、民間の指導者の場合、学校の先生方とのつながりがなく、練習試合の調整や他クラブとの連絡などに支障が生じていると声があります。

そこで、地域学校協働活動事業という今まであったもの、そして培ってきた地域人材や団体とのネットワークも活用し、部活動地域展開コーディネーターが学校や地域クラブ、そして地域人材をつなぐ役割を担っていただきたいと思っています。

既存の仕組みを連携させ、コーディネート機能をさらに強化することについて見解を伺いたいと思っていましたが、時間の都合上、これは要望とします。

決算特別委員会（市長質疑） 議事録

【年 月 日】令和8年9月28日

【件 名】青少年施設リニューアルプロジェクトについて

【質 問 者】山田 大輔 委員（市民とともに北九州）

【作 成 課】子ども家庭局こども若者成育課

■山田 大輔 委員

青少年施設について、令和7年度の決算審査では、学校以外にも子ども会や青少年育成団体、またNPOなど、多くの利用があることが示されました。子ども家庭局も、先人が積み重ねてきた青少年教育を守ると答弁しておりますし、教育委員会も、社会教育については学校教育と社会教育とを子供の成長を支える両輪として捉えていると、ご答弁いただきました。

しかし、現在のリニューアルプロジェクトは、施設の建て替えなどのコストパフォーマンスに重点が置かれる一方で、これまで本市が培ってきた社会教育及び青少年育成の歴史や活動の重要性を少し置き去りにしているのではないかと、私は捉えております。地域の社会教育活動を支えるべき立場の市の責任が曖昧なまま、このままりニューアルプロジェクトを進めることには賛成できかねます。

本市として、青少年育成団体やNPO等が行う活動も、市が継続を支えるべきだと、また教育機会と位置付け、その利用機会、低廉な料金、必要な活動場所を保障すべきと考えますが、見解を伺います。

■武内 和久 市長

青少年施設は、野外活動や集団生活などの体験を通じまして、次世代を担う健全な青少年の育成を目指す『学びの場』でございます。小・中学生や青少年団体などの貴重な体験活動の場として活用されており、利用者の皆様からも高い評価を得ております。

一方で、市内に3カ所ある宿泊型の施設は老朽化が進み、設備等が利用者ニーズに合わなくなってきております。とりわけ玄海青年の家は開設から50年以上が経過をいたしまして、老朽化への対応が喫緊の課題となってきております。

こうした状況から、X会議での議論や令和7年度に実施した調査の結果を踏まえまして、自然体験等の青少年の学びの場をしっかりと守ることを前提に、滞在型観光の拠点ともなり得る施設をPark-PFIを活用して整備する方針といたしました。

このリニューアルを機に、先人が培ってきた青少年教育を守りつつ、プライバシーへの配慮や生活様式の変化にも対応した施設となるよう検討を深めていきたいと考えております。その中で、施設整備にあたりまして、事業者へ提示する条件をしっかりと定めてまいります。

いずれにしても、民間ならではの新たな価値を加えることで、これまで施設が果たしてきた『学びの場』としての機能をさらに進化させ、子どもたちの好奇心やワクワク感を一層引き出すことができる魅力的な施設となるよう、着実にリニューアルプロジェクトを進めてまいりたいと考えております。

■山田 大輔 委員

ご答弁いただきまして、ありがとうございます。ちょっと答弁がかなり寂しいなと思ったんですけども、事業者への提示するものというところで、着実に実施していくとお答えいただきましたけれども、この社会教育の場ってすごく大事だと私は考えています。北九州市E S D協議会の事務局長をしてきた身としても、教育委員会さんだったり、皆さん色々なところで、環境局もお世話になりましたけれども、北九州市は末吉市政、北橋市政を含めてこの社会教育というものをすごく大事にしてきました。この先人たちの言葉や経験や歴史を皆さん、重みを背負ってらっしゃると思いますので、ぜひこの活動をどうにかしたいと私は思っています。

そこでなんですけれども、子ども家庭局さんからご答弁いただいた中で、利用率の部分でいうと、一般の方と学校利用率がほぼ半々、もしくは一般の方が多い状況にございました。ここでなんですけど、学校関係者からご意見を聞いたと伺っておりますが、このN P Oや青少年育成団体の声を聞いて、事業者にP a r k - P F Iしていただく分は結構です。私は別に構わないと思っています。これは、ただあくまで手法の見直しだったり、条件の改定、修正をしてほしいと思いますが、そのあたりご意見を伺った中で「絶対に入れてくれ」「絶対に反映してくれ」と、いうのはなかなか言えないと思いますけど、できる限り検討していただくことは可能ではないでしょうか。答弁をお願いします。

■中原田 香織 子ども家庭局長

できるだけご意見を反映させるべきというご質問にお答えいたします。本会議でも、決算特別審査でも、関係の方々のご意見を伺うということを、あらためて強く表明させていただいたところでございます。関係機関のご意見をいただいてというのは、これまでだけではなく、これから必ず必要となると思っております。関係機関のご意見も重要視しながら、プロジェクトを進めていきたいと思っております。

■山田 大輔 委員

ありがとうございます。「守るべきもの」と「稼ぐべきもの」があると思いますので、ぜひ、このP a r k - P F I、実際のところ、よそのところは公園の中の一部をP F Iしていただいたりとかあると思いますので、ぜひそのあたり、みなさん現場で利用者の声をしっかり受け止めていただいて、市の思いだけではなくて、利用者の思いもしっかり汲み取っていただいて前に進めていただくことを要望して終わります。

令和8年9月 決算特別委員会（市長質疑） 議事録

【年 月 日】 令和8年9月28日 【答弁番号】 5-1

【質疑件名】 夜型観光・体験型修学旅行による滞在型観光の推進について

【質 疑 者】 本田 一郎 委員（北九州会）

【作 成 課】 都市ブランド創造局インバウンド課

■本田 一郎 委員

本市の観光振興をさらに発展させるためには、観光客数の増加だけでなく、滞在時間を延ばし、宿泊や飲食などの観光消費につなげることが不可欠であります。そのためには、昼間の観光に加え、夜景観光や体験型観光など、宿泊を伴う取り組みを積極的に進める必要があります。

本市には、皿倉山、高塔山、若戸大橋など、夜間にこそ魅力を発揮する観光資源があります。特に高塔山から望む若戸大橋と洞海湾の夜景は、若松区を代表する観光資源であり、これを「見るだけ」で終わらせるのではなく、夕方のサイクリング→地域の食を楽しむ夕食→夜景観賞→宿泊→翌日の市内観光といった、夜景を核とした滞在型観光ルートを形成することが重要だと考えます。

また、若松区は農業・漁業が盛んで、海や農地など豊かな自然に恵まれています。農作業体験、漁業体験、収穫体験、魚の調理体験、地元食材を使った食育などを組み合わせれば、児童・生徒が地域の産業や食を学ぶ体験型修学旅行を造成できます。これは教育的価値を持つ本市独自の旅行商品となり、宿泊・飲食・交通など幅広い分野への経済効果も期待できます。

そこで、夜景観光と若松区の農林水産業を活用した体験型修学旅行を組み合わせるなど、滞在時間の延伸と宿泊者数・観光消費額の増加につなげるため、今後どのような取り組みを進めるのか、市長の見解を伺います。

■武内 和久 市長

北九州市は、皿倉山や高塔山、若戸大橋、門司港レトロ、小倉城など、夜間に魅力を発揮する多彩な観光資源を有しています。委員ご指摘のとおり、今後、観光消費額をさらに高めていくためには、こうした一つひとつの魅力を「点」で発信するだけでなく、昼間の体験、地域の食、夜景、宿泊、そして翌日の観光までを一連の旅程として組み立て、滞在時間の延長と市内周遊につなげていく視点が重要です。

その具体的な取組の一つとして、若松区の農業・漁業を生かした体験型修学旅行が考えられます。農作業や収穫、漁業などの体験に、産業・環境学習や食育、夜景観賞を組み合わせることで、一日を通して「学び」と「感動」を得られる北九州市ならではの旅行商品となる可能性があります。

一方で、学校や旅行会社のニーズ、費用、夜間の移動手段と安全管理、天候や季節への対応、体験を受け入れる施設の人員確保、関係事業者間の調整など、商品化に向けて整理すべき課題もあります。

このため、地域の産業や食を学ぶ修学旅行を商品化している先進都市の事例調査を行うとともに、関係者の意見を丁寧に伺い、既存の資源をどのように組み合わせれば北九州市ならではの体験型修学旅行として成立し、宿泊者数及び観光消費額の増加につながるのか、研究してまいります。

■本田 一郎 委員

市長から、体験型修学旅行・夜景観光につきまして、必要性和課題があるというご答弁をいただきました。ありがとうございます。

若松の観光といえば、何といても若松北海岸でありまして、風光明媚な場所が点在しております。一昨年の 8 月には、市街化調整区域の規制緩和が行われました。そこから大きく何か変化が生まれたかということ、そう大きな動きはないのですけれども、ただし、「TOMORROW COAST」を拠点として、今年度から洋上風力発電や次世代エネルギーを体感できる、そういった新たな観光資源も生まれてきております。

そういったことを踏まえ、第 2 質問は、第 1 質問のご答弁もありましたので、少し要望を交えて説明したいと思います。

北九州市は、産業、環境、食、歴史、自然など、多様な地域資源を持つ都市です。これらを観光資源として紹介するだけではなく、学びと滞在を結びつけば、観光振興にとどまらず、地域産業への理解の促進、教育価値の向上、そして市内経済の活性化につながるものと考えております。

特に、体験型修学旅行では、子どもたちが地域の産業や自然、食に直接触れることで、単なる観光では得られない学びが生まれます。

また、企業研修においても、地域産業の現場や環境への取組を学び、自然の中で交流を深めることは、社員教育やチームづくりの場として大きな価値を持つと考えております。

こうした取組は、地域産業を次の世代へつなぐ、ものづくりと地域を支え、未来へつなぐ人づくりにもつながるものです。

北九州市が培ってきた技術や産業の魅力を、体験を通して伝えることで、子どもたちや企業の参加者が本市の可能性を実感し、地域への関心や愛着を深める機会になると考えております。

そのためには、地域の事業者、学校、企業、宿泊施設、飲食店、旅行会社などが、それぞれ個別に取り組むのではなく、市が中心となって関係者をつなぐ仕組みを整えることが重要です。

受入れ可能な事業者や体験内容、受入れ人数、時期、安全面、移動時の対応、移動手段、宿泊先などの情報を整理し、学校や企業、旅行会社が安心して活用できる、標準的な受入れプログラムを整備していただきたいと思います。

そして、地域の事業者や学校、企業が参画できる仕組みと、市の強みを最大限に生かした情報発信によって、若松区をはじめとする北九州市の滞在観光を継続的に発展させていただくことを期待しております。

最後に、市長におかれましては、地域の事業者、学校、企業が参画できる受入れ体制を整備し、若松区の豊かな地域資源を生かしたプログラムを具体化していただくことを強く要望いたしまして、終わります。